

令和7年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月9日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
総務課長兼危機管理課長の発言	6
議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	9
議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	20
議案第 3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について	25
議案第 5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について	27
議案第 6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	28
議案第 7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について	30
議案第 8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例について	32
議案第 9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)	35

議案第10号	令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	82
議案第11号	令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	85
議案第12号	令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	87
議案第13号	令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）	89
議案第14号	令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）	90
議案第15号	令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）	93
閉会の宣告		95
署名		97

令和7年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 1 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 7 年 1 2 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 1 2 月 9 日 午 後 4 時 3 4 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	2	襲 地 照 夫	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	菊 池 孝 広	○	11	三 田 地 泰 正	○
	4	千 葉 泰 彦	○	12	三 田 地 久 志	○
	5	佐 藤 安 美	○			
	6	小 松 ひ と み	○			
	7	畠 山 昌 典	○			
	8	畠 山 和 英	○			

正副委員長氏名	委員長	小松ひとみ	副委員長	畠山昌典
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	局長補佐	石黒保幸
	主任	川崎久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	巖岩千裕	総務課長兼危機管理課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木章	会計管理者兼税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木修二	農林水産課長	佐々木忠明
	地域整備課長	日吉理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木規雄	教育次長	小野寺一徳
	その他の関係職員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和7年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和7年12月9日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - (3) 議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について
 - (5) 議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (7) 議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について
 - (8) 議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例について
 - (9) 議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)
 - (10) 議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- (11) 議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（三田地泰正君） これより委員長の互選を行います。

お諮りをします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、6番、小松ひとみ委員を指名します。

小松ひとみ委員長と委員長を交代します。ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（小松ひとみ君） ただいまご指名をいただきました小松ひとみでございます。

力不足ではございますが、誠意を持って今日の任務に取り組んでまいりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会は、条例改正8件、補正予算が7件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行については特段のご協力をお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（小松ひとみ君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、7番、畠山昌典委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎総務課長兼危機管理課長の発言

○委員長（小松ひとみ君） これより審査に入ります。

ここで、審査に入る前に、総務課長兼危機管理課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

三上義重総務課長兼危機管理課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） おはようございます。本定例会最終日でございますけれども、よろしく願いいたします。

冒頭になりますけれども、昨日津波警報が発令になりまして、すみません、その対応でこのような格好で申し訳ございませんでしたが、その対応状況につきまして、資料をちょっと簡単に用意いたしましたので、委員長、資料配付してもよろしいでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） お願いいたします。

〔資料配付〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） すみませんでした。

ただいまお手元のほうに昨日の津波警報に伴う対応状況、第1報ということでちょっと急いで作っておりますので、もしかすれば誤字脱字等、あるいはまだこれから内容が修正になる部分もございますが、資料を用意いたしましたので、それに沿って概要等を説明させていただきたいと思っております。

まず、2にあります、地震に関する情報ということで、ゆうべ23時15分に青森県東方沖地震、マグニチュードも当初7.6だったものが7.4に変更になっております。その後、深さ50キロメートルということでの地震がございました。

それに伴いまして、1番の災害対策警戒本部設置状況ということでございまして、県

の警戒本部設置がございまして、町も災害警戒本部を23時17分に設置してございます。

まず最初は注意報でしたので、その後、それが6分後の23時23分には警報に切り替わりました。それに対応しまして、災害対策本部に切替えを行ってございます。警報は、右側にありますが、日が明けた午前2時45分に解除にはなりまして、解除といたしますが、注意報に切替えになっております。そのために、午前2時45分には災害警戒本部にまた切替えをしてございます。

朝6時20分に注意報は解除になったのでございますが、この備考欄のところにもございますが、午前2時に北海道・三陸沖後発地震注意情報発信ということがございまして、現在も災害警戒本部のほうは継続してございます。この北海道・三陸沖後発地震注意情報は、後ほど説明いたします。

次に、3番になります。津波ですけれども、23時17分に津波注意報、23時23分に津波警報がございました。23時40分には、宮古、久慈で3メートルの津波が来るだろうという予想時刻、あと予想津波が出ておりましたが、(2)にあります。実際県内の状況ですけれども、久慈港が0.7メートル、70センチ、そのほかは宮古、釜石、大船渡が20センチの津波を観測してございました。

4番になりますけれども、本町でも23時23分、津波警報になったことに伴いまして、小成、茂師、小本、中野地区、対象人数829人に避難指示を出してございます。

次のページになりますけれども、(2)としまして、こちらに避難所の設置及び避難者数のほうを入れてございます。緊急避難場所と避難所、こちら5か所ですけれども、小成防災センターは、開設はしましたが、避難者はございませんでした。07番の小本トンネル前広場のところも、現在消防団等も避難していますので、数がちょっと把握できませんでしたが、車が大体15台ぐらい、こちらには避難していたということでございます。ですので、トータルしますと、やはり100人を超える方が避難をされていたようでございます。

次に、8番に行きますけれども、水扉門、陸閘の状況ですが、県水門のほうはJアラートとともに水門の閉鎖を開始してございます。朝7時12分に開放してございました。

9番になります。情報配信ですが、防災行政無線、あるいはぴーちゃんねっと、IP告知です、そして防災メール等、防災無線は最初の頃は3分置きにやっておりました。

その後時間を置いて10分置き、そして30分置きというような形で避難指示を出してございます。

10番になりますけれども、関係機関の受援の状況ということで、岩泉警察署さんからリエゾン1名、岩泉消防署さんからリエゾン1名で、自衛隊の地方協力本部宮古地域事務所さんからも2名の方がリエゾンということで来ていただきました。

最後のページになりますけれども、11番で時系列でということで、これは細かい部分でしたので、ちょっと添付は省略させていただいております。

現在県水門のところは、Jアラートに合わせまして閉鎖をして、そして開放と。町水門は、今改修工事を行っておいりましたので、2月末までは開放したままでということになっておいりましたので、そこは消防団、地域の方々にも説明をしていたところでございます。

最初に戻っていただきまして、先ほどの1番の備考欄にありました北海道・三陸沖後発地震注意情報発信ですけれども、これが令和4年に国で日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生に備えて、国の地震防災対策推進基本計画に盛り込んだものがございます。それに合わせて、町も方針を決めまして、国のガイドラインに合わせて対応してございます。

今回大きな地震が来ましたので、その後の部分で想定として、マグニチュード7以上の地震が発生した場合は大きな地震が発生する可能性があるということで、1週間、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、直ちに避難できる体制の準備を行うというものでございます。こちら、警戒本部は冒頭申し上げましたとおり継続しますし、あと消防団も連絡体制の確立等を行ってまいります。直ちに活動できる体制を取ってもらうと。

住民の皆様にも、午前2時の段階で、速報としてまず配信してございますが、1日2回、朝と夕方、注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

あとは、避難行動要配慮者の名簿登載の方々も、小本地区の方はこちらの担当課、あるいは支所からも声かけをしながら、注意喚起を行ってまいりたいと思っております。このような対応を取ってまいりたいと思っております。

被害的なものは、まだ現在入っておりません。三陸鉄道にダイヤの乱れが少しあると

いうことで伺ってございますが、そのほか本町におきましては、被害状況の報告はございません。ただ、テレビ等で見ても、八戸市とか、あと大槌町のほうでもけが人が出たりしているようでございますので、ゆうべの段階で県のほうから災害救助法のお話がありまして、災害救助法の適用になってございましたので、応援も災害救助法の適用をまずは活用しながら、対応を取ってまいりたいと思います。

ということで、以上、資料に沿ってになりますけれども、昨日、そして本日までの災害の対応状況の説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） これで報告を終わります。

◎議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

○委員長（小松ひとみ君） では、審査に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、岩泉町職員の給料表及び期末勤勉手当等について、岩手県人事委員会勧告に準じるため所要の改正を行うものであります。

本町は、県の人事委員会の勧告に準拠した取扱いを基本としておりまして、主な内容は給料表全体の引上げ、一般職の勤勉手当、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当及び特別職の期末勤勉手当の引上げのほか、宿日直手当の額の引上げ等となっております。

一般行政職の給与の改定額は、平均で1万489円となっております、改定率は3.25%となっております。若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員も昨年を上回る引上げとなっております。

一般行政職の高卒初任給は18万9,300円から20万1,600円に、大卒の初任給は21万

5,100円から22万7,100円にそれぞれ1万2,300円、1万2,000円の引上げとなっております。

それでは、52ページの参考資料2を御覧願いたいと存じます。期末勤勉手当の改定についてまとめた資料となっております。

まず初めに、一般職についてでございます。年間の支給月数を0.05月分引上げとする改定となります。年間4.6月分の支給月数が4.65月分となり、令和7年12月支給期分は、期末勤勉手当それぞれ0.25月分引き上げ、また令和8年度は6月、12月の期末手当を1.2625月に、勤勉手当を1.0625月と平準化を図るものとしてございます。

次に、一般職のうち、定年前再任用短時間勤務職員、主に暫定再任用職員となりますが、年間の支給月数を0.05月分引上げするものとしてございます。年間2.4月分の支給月数が2.45月分となり、令和7年12月支給期分は、期末勤勉手当それぞれ0.025月分引上げするものとしてございます。また、令和8年度は6月、12月の期末手当を0.7125月に、勤勉手当を0.5125月と平準化を図るものとしてございます。

次に、特別職についてでございます。期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものとなっております。年間3.45月分の支給月数が3.50月分となります。令和7年12月支給期分は0.05月分引き上げ、1.775月分となり、令和8年度は6月、12月それぞれ1.750月分と平準化を図るものとしております。

次に、特定任期付職員についてでございます。現在本町には、この職の職員はおりませんが、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものとなっております。年間3.65月分の支給月数が3.70月分となります。令和7年12月支給期は、期末勤勉手当それぞれ0.025月分引き上げ、令和8年度は6月、12月それぞれ期末手当が0.9625月分、勤勉手当が0.8875月分の支給となるものです。

次に、宿日直手当の額の引上げについてです。4,400円から4,700円に300円の引上げとなっております。

それでは、詳細な改正内容であります。23ページからの参考資料1、新旧対照表を御覧願いたいと存じます。表の構成としては、23ページからの第1条関係、47ページからの第2条関係で一般職の職員の給与に関する条例、49ページからの第3条関係、50ページの第4条関係で、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、51ページの第5条関

係、第6条関係で特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例について、それぞれ現行と改正後を確認する表となっております。

23ページから46ページにわたり一般職の職員の給与に関する条例の令和7年4月1日に遡及しての適用分となる第1条関係となっております。

第1条関係では、初任給調整手当の額の引上げ、宿日直手当の引上げ、一般職の職員の令和7年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げと定年前再任用短時間勤務職員の令和7年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げ、行政職給料表等の全体を引き上げるものでございます。

47ページから49ページまでが一般職の職員の給与に関する条例の令和8年4月1日から適用となる第2条関係となっております。第2条関係では、一般職及び定年前再任用短時間勤務職員の令和8年度以降の期末勤勉手当の支給率を平準化するものとなっております。

49ページから50ページまでが令和7年4月1日に遡及しての適用分となる一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございまして、特定任期付職員の給料表の全体を引き上げ、令和7年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるものでございます。

50ページ、下段の第4条関係が令和8年4月1日適用となる特定任期付職員の令和8年度以降の期末勤勉手当の支給率を平準化するものとなっております。

51ページ上段の第5条関係では、令和7年4月1日遡及適用分として、特別職の令和7年度12月期末手当の支給率を引き上げるもので、同ページ下段の第6条関係では、令和8年4月1日適用として特別職の令和8年度以降の期末手当の支給率を平準化するものとなっております。

最後に、21ページ、22ページにお戻り願います。附則にて施行日を規定しておりまして、本条例は公布日から施行するものとしておりますが、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例、以降改正後の給与条例としますが、第8条の2第1項、14条第1項、別表第1及び別表第2の改正規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定並びに第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、同年

12月1日から施行するものとしております。

また、第2条、第4条及び第6条の規定による改正については、令和8年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から課長以外が答弁する場合は、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、千葉泰彦委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） おはようございます。4番、千葉泰彦です。

昨夜の地震対応からの引き続きの委員会の開催となっておりますが、最大限ご対応いただきありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、議案の質疑ですけれども、この1号議案ですが、一般職、三役、議員など、報酬改定をするという内容で、待遇の改善自体には問題がないというふうに思っています。ただ一方で、町民は依然として苦しい生活を強いられている状況もございまして、町民、事業者の理解を得ていくためには、執行部も、我々議会も、どれほどの改善、改革をしているのかとか、今後していくのかということが非常に重要なことというふうに思っているところです。

行財政改革大綱に基づく中間報告ですとか、成果も公表はされていますけれども、今後も引き続き必要だと思いますが、改めてお伺いしますけれども、今後の行財政改革について、改めて具体的な方向性があれば教えてください。

○委員長（小松ひとみ君） 総務課長、三上義重さん。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 今後の行財政改革の進め方ということござ

いますが、ちょうどといますか、来年度、令和8年度が町でつくっております行革大綱のほうも見直しの年になってございます。それに合わせて職員の定員管理もでございます。一般質問等でもご討議いただいておりますとおり、住民の数も減ってきていますし、そして職員も減ってきているという中で、今の段階から先を見据えた事務執行の仕方なりというのは、やはり念頭に置きながら進めていかなければならないのかなと思っております。ですので、ちょうどこの前の一般質問の中でも話がありましたが、DX等の事務改善等、そしてまた各事業のほうの部分も再度見直しをしながらという部分は、ぜひ力を入れて進めていかなければならないものと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 進め方ですか、どこを重点にしていくのかというのは、様々切り口はあるような気はしますが、自治事務なのか、法定受託事務なのか、定型的な事務なのか、企画的な事務なのか、決裁ですか裁量権も含めてチャットを使ったりというようなことも含めまして、内部コミュニケーションなのか、様々な切り口があると思いますので、整理をして進めていただければというふうに思います。

答弁の中にございましたが、AIとかDXということですが、様々な自治体を見ますと、必須であるとともに、導入が遅れていると、やはり対応のスピードが上がっていない自治体というのも、私の場合は災害時ということですが、散見されるなどというふうに思います。本町でも活用されているというふうに伺っていますが、現状の活用状況を簡単にご説明いただければと思いますが、お願いします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 政策推進課、小成総括室長から答弁。

○委員長（小松ひとみ君） 小成健総括室長、お願いします。

○政策推進課総括室長（小成 健君） お答えします。

今現状で町で活用しているAIを利用したシステムですけれども、2つございまして、1つがAIの会議録の作成システムというものを導入しております。これは、いわゆる会議をやった際の文字起こしをそのままAIが文字に起こしてくれるものと、あと要約していただける、要点だけ取りまとめたりとか、箇条書で出力されるというような機能がございまして、これは他自治体の実例なのですけれども、会議録の作成が二、三時間かかっていたものが30分以下に短縮されるということで、うちも導入しております。こ

れによりまして、職員のリソースをほかの事務に振り分けることができるというようなものになっております。

あともう一つが、A Iのチャットシステムというものがございまして、これは今9月からトライアルで利用しているのですが、職員間のやり取りに、今までであればメールを利用していたのですが、簡単なものに関してはチャットのほうがレスポンスがよくて時間もかからないので、チャットを基本的にご利用するような使い方をしています。そこにA Iも入れまして、例えば政策推進課であれば、そのグループの中にA Iも1人の職員として参加していて、何かやり取りするとか、スケジュールを組むときに、A Iが案を出してくれるとか、アイデア出しをしてくれるような仕組みになります。あと、通常のいわゆる大規模言語モデルのA Iとしての使い方もできるような仕組みになっています。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 例えば来年度改定するという事で、未来づくりプラン、町民アンケートの集計のご報告を先般いただきました。未来づくりプランですとか、各種財源を得るために必要な計画等あると思うのですが、やっぱり庁舎内で全てやり切るということではなくて、外部のコンサルに協力してもらって作成しているのかなと思うのですが、概算でも結構ですが、幾らぐらいの委託料になっているかということは、把握はなさっていらっしゃるものなのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重総務課長、お願いします。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 委員がおっしゃられたとおり、確かに財源を得るために、やはり計画というものが大変重要な部分になってございます。そのためにも、今までも計画の部分の支援委託をお願いしていたケースもございまして、例で挙げれば、令和6年度の決算ベースでいきますと、政策推進課のほうの環境関係で計画をつくってございましたので、その辺がやっぱり1事業当たり900万円、1,000万円弱とか600万円弱とかというのが6年度は3本ぐらいございました。

本年度、7年度は1本だけの支援部分の、未来づくりプランのほうの、今現在はよくアンケートを出して、その集計作業とか、あるいは分析のほうというような支援部分

をお願いしてございまして、昔はアウトソーシングというのがブームといたしますが、アウトソーシングをしていこうという時代もあったのですが、そのときにも、アウトソーシングしても、実際は相手の業者さんが決まったような、似たようなものになってしまう嫌いがあったので、その辺もあって、今はできれば自前の分も強く残しながら、そしてそこに支援をしてもらうというような委託の方法は取ってございました。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 総合計画ですとか、例えば今総務常任委員会で取り組んでいますが、公共交通の路線設計みたいなものをできるA Iも世の中にはあるというふうに伺っています。県内でも積極的に活用している自治体もあるようにお伺いしていますが、先ほど行政情報室からご説明いただいた現状の活用のほかに、他の自治体の事例ですとか、こういった活用ができるということを調査している内容があれば、ご披露いただければと思います。

○政策推進課長（佐々木 章君） 小成総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 小成健総括室長、お願いします。

○政策推進課総括室長（小成 健君） お答えします。

いわゆる生成A Iに関してですけれども、生成A Iといたしますのが、自治体での導入に関しましては、生成A Iそのものだけではなくて、もう一つR P Aという、いわゆる提携業務を自動でやっていただけるような仕組みがございまして、それとの組合せでの導入というのが他自治体での主な導入状況になっております。

A Iそのものに関しましては、例えば町の例規集とか、補助の要綱とか、全てを読み込ませておいて、職員が何かの事務をするときに、そのA Iに聞いて回答をもらったとか、お客さんから問合せが来たときに、すぐ回答が出せるような検索の手間を省く、その時間を短縮するために活用するというのが主な使い方というか、町に適した回答をしていただけるというような仕組みになります。同じくそれをさらに活用して、町内の道路のマップとか、例えばさっきのデマンドに関しましては予約状況とかを見て、毎日、日々の運行のルートを生A Iが時間とかルートを確定してというような使い方をしてる自治体もございます。

あとは、先ほどのR P Aとかに関しまして、県内の市とかでは5年前ぐらいからで

すけれども、RPAというもの、その機械のものを自動で読み込ませるという仕組みを導入している市町村がございまして、例えばそこであれば、ふるさと納税とかの事務なのですけれども、申請書とかを一括で読ませて、そして全部、朝来れば読み込みが終わっている。職員たちは、そのチェックだけをする。チェックに関して、AIとRPAにもう一度再チェックさせる。その最終形のチェックだけを人間がやるというような仕組みでやっていて、事務効率が80%短縮というような県内の市町村もございまして。

また、同じように、RPAというのは、いわゆる人の代わりに作業をするというような仕組みになるのですけれども、まずはトライアルで1台入れたのですけれども、24時間の稼働で、職員が慣れてくれば、ばんばん仕事を入れますので、足りなくなって、もう3台目、4台目のRPAボットを入れているような市ももう既にございます。

これが職員の内部の事務の改善だけではなくて、先ほどお話があった自治体DX。DX、デジタルでという話になるのですけれども、DXそのものが、いわゆる行政改革をしていった中で、そこにたまたまデジタルが今だともう入ってきますので、結果DXが進むというような仕組みになるので、いずれ行革を進めればDXがおのずと入ってくるというような仕組みになっておりまして、そういうような仕組みで使っている市町村が多くなっています。

現在だと、県内の市町村でも今言ったようなトライアル、いわゆるAIを使った職務の事務改善というのはかなりやられていて、それこそ先ほどの議事録の作成とか、あと政策に関するアイデア出し、例えばこういう方向に振った案と、こういう方向に振った案と、こういう方向の案の3つを出してくれと言えば3案出して、それをベースに素案にしてつくっていくとか、例えばエクセルの処理に関して、関数を教えてもらったりとか、エクセルとエクセルの突合という、今まで人が手で全部チェックしていたやつをまずやらせるというようなので、かなり事務改善に貢献しているような仕組みになっています。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 費用面も含めて、我々議会も一緒に研究していきたいなというふうに思いますので、機会があれば、共に学んでいければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

被災地でも、復旧状況を町民のアンケートを取ってというようなことを、例えば能登半島地震の能登町さんとかでも、ちょっと落ち着いたときにやると。それが上がってきたときに、ではこれというのは、こういうふうを集計かけると、こういう課題が見えていくというのがあるのではないですかと言うのですけれども、集計をする手がないですというので、止まったりするのです。

既定の事務もそうですし、今朝方あったような災害の対応もそうですし、効率化できていくものというのは様々あるのだろうなというふうに思いますので、ぜひ活用できるように我々議会も学んでいきたいと思います。

ということですが、議会の話ですけれども、これまでの議会としても改革をしていかなければいけないというのは、執行部だけではないというふうに思っています。これまでやってきたことを踏襲するだけでは、ちょっと時代についていけない感じもありますし、中居町長がこれまで行ってきていただいた議会改革に類するものというのは、一般質問でも触れたとおりです。

私個人としては、特別委員会のありようが、より実効性のあるものになっていくべきかなというふうに思っているところですが、例えば国会なんかでは、1日開催すると3億円といったようなことが言われています。例えば決算ですとか、予算の特別委員会を開くときに、どれぐらいの経費がかかっているのかといった試算をしたことがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 試算のほうはしたことはありませんけれども、単純にただ計算していけば大体1人当たり、例えば課長級、時間単位で3,000円とか、若い人だと1,000円ちょっととかになりますので、真ん中のところの1人1時間2,000円として考えれば、一般質問でも申しあげましたけれども、当時私の若いときは、議員さん方が22人とか18人いて、数えましたらば、当局が九十何人とかいたときもありました。これでよく仕事のほう止まらないなと思ったときはありました。

それが一般質問でもあったとおり、中居町長が職員のとときに改革の部分で、決算とか予算の部分の審査を各課審査にしたことで、割と時間が絞られてきますので、前ですと歳入もまたがったり、歳出もまたがったりすると、ずっといなければならなかったとき

もあったのですが、それがもう自分の課のときだけになってくるので、その分は本当に以前に比べれば、単純に計算しても、決算、予算のときの拘束される時間が、課長たちは議会対応のほうを前面に立ってやらなければならないのですが、例えば室長なり職員がフォローに来てもらっているのですが、その部分が1時間なり2時間なりとなってきた、あとその準備とかと考えれば、資料づくりとかを考えますと、1日とか2日とか、ある程度前の資料もありますので、そのような場合は10時間からとなりますと、1人当たり単純に考えても2,000円掛ける10時間でも2万円になります。それが10人いれば20万円になりますし、経費計算すれば、コスト計算すれば、それくらいの数字にはなるのかなと思ってございます。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 特に決算、予算の審査においては、職員の皆さん、あまり寝ないような状況で、たくさんの資料を抱えていらっしゃるというので、見えないところで非常にたくさんの時間を費やしていただいているのかなというふうに思っているところで。

私個人としては、決算、予算については事前通告制にしてはどうなのかなというふうに思っています、前もってこういったことの質疑をしたいというのは国でもやっていることですから、そのようにしますと、何に対して議論を深めるのかということがはっきりしますし、必要のない準備をする時間というの、ある程度削減できたりするのかなというふうに思っているところです。

事前通告制にしたほうがよいというふうに思う根拠はもう一つございまして、私は一般質問基点の議員活動から、常任委員会をベースにして活動時間の配分を変えるということで、常任委員会の中で、当局に来ていただくときもありますし、委員だけでもあるのですが、議論をしていきますと、年齢とかキャリアにかかわらず、それぞれの知見が合わさって非常に中身の濃い話になっていくのだなということを非常に感じているところなのです。それは、私一人が役場を回って担当と話をすることとはまた違うのだらうと。各議員がそういう能力を持っているのであれば、自分の時間を使って事前調査をして、状況確認をして、当局の認識も確認した上で、ここで審査に臨むということであれば、その議員個々の持っている能力がもっと町政に反映されるのではないかと

う思いもあって、完全事前通告制のほうが望ましいのではないかなというふうに思っているところです。

以前議会でこの話をしたときには、大反対に遭いましたけれども、懲りずに進めていきたいと思うのですが、当局としては特別委員会、特に予算、決算のところ、会期の日程が設定できるかどうかという問題もちろんありますし、調整しなければいけないことはある気はするのですが、感触としては事前通告制というのとはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 委員からご提案がありました事前通告制に関しましては、我々職員にすれば、ある程度質問項目も絞られてきて、事前に分かって、そうすれば準備時間のほうもそんなに、とにかく効率よくできる部分もあるので、大変それはありがたいことでございます。

ただ、委員のお話にもありましたとおり、決算、予算のところでの部分で、今度は各議員さん、各委員さんが準備する部分の負担分がやっぱりあろうかと思しますので、こちらは今後議会のほうでもご相談なり、そして我々のほうでも、そこは一緒にご相談しながら、もしそれがいいほうに向かうようであれば、ありがたいことでございますが、やはりちょっと負担もかかってくる部分でございますので、そこはまた相談、協議しながらと思しますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 議会内部の調整もしなければいけませんし、合意を得られるかというそもそものところはありますけれども、効率というよりも、やはりきちんと町政に反映される議論をどれぐらいしていくのかという観点で改革を進めていきたいなど。結果としてコストが圧縮できることもあるということかなというふうに思いますので、この場を借りて、先輩議員の皆様にも引き続きのご議論もお願いして、以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 次に、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

令和6年6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律、以下改正法と言いますが、この改正法により、地方自治法第243条の2の7が新設されまして、その後の条に条ずれが生じることとなります。

本町においては、今回整理する3つの条例で、この条ずれとなる箇所を引用しております。そこで引用している条ずれ箇所について、所要の整備を行うため条例改正を進めるものでございます。

参考までに、国の改正法の内容につきましてご説明いたします。今回追加される第243条の2の7の内容は、地方税以外の公金のうち、町長が定めるものについて、地方税共同機構に行わせるものとする改正でございます。

具体的な例で言いますと、eL TAXや納付書に記載されたeL-QRコードによってインターネットバンキングやクレジットカード、あと何々ペイといった電子マネーを

用いて公金の電子納付ができるようになるものです。これは、既に地方税では行われておりまして、地方税と同様の方式で国保、介護といった各種保険料、上下水道の使用料などについても電子納付できることとなっております。

それでは、改めまして3ページからの参考資料、新旧対照表を御覧願います。

まず、第1条関係の岩泉町監査委員条例について、第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めております。

次に、第2条関係の岩泉町水道事業の設置等に関する条例について、第5条中「243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めております。

また、次に第3条関係の岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について、第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に、「、議会」を「議会」に改めております。

最後に、別紙にお戻り願います。2ページの別紙になります。附則でございますが、この条例の施行期日を定めるもので、改正法の附則第1条第3号に掲げる日から施行することとしております。なお、この日は新設された条が施行される日となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この第1条でうたっているのが監査委員条例。私の判断では、監査委員は2名ということのような気がしたのですが、何か1名欠けていると思うのですが、この状態を、1名欠けているのは間違いなのか、そこから確認します。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 現在監査委員さん2名のうち、1名欠員となっております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） それで、この状態を当局はどのように考えていて、そしていつ頃この補充というか、新たな監査委員の選任に向けて何か動いているのかどうか、現状をお知らせ願います。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 前任の監査委員さんが9月30日に退職されて、本当であれば、本定例会に間に合わせて新たな監査委員さんと思って3人、4人と当たっていたのですけれども、なかなか皆様から了解を得られなくて、何とか早めにはと思ってございましたが、今また前の方々、そして今度新たな違う方々、その辺の候補者を絞りながら当たっているところでございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、現在工事を進めております小川地区複合施設の整備に伴

い、現在の小川生活改善センターを廃止し、新たに小川地区総合交流センターとして設置するために、この条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、3 ページからの参考資料、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の現行の「小川生活改善センター」を削りまして、一番下に新たに「小川地区総合交流センター」、位置を「岩泉町門字町66番地1」として追加するものでございます。

また、改正前には対象区域の区分がございましたが、昭和50年前後からの国の補助事業を活用して整備した名残で規定されておったものでありまして、公の施設、結局どこの地区の方でも利用できる施設でございますので、公の施設の設置条例に必要な項目ではないということで、今回の改正に合わせて削ってございます。

最後に、2 ページにお戻り願います。附則にて、この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとさせていただいております。

小川地区複合施設の建物本体につきましては、令和8年1月末の完成を予定しているところではありますが、気象条件等の事象も考慮して、工事の進捗を見ながら公布の日を規則に委任して定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） この条例の改正の名称についてお伺いしたいと思います。

1つには、基幹集落センター、それから生活改善センター、そして総合交流センターというふうに記載されておまして、先ほど総務課長からお話いただきましたように、昭和50年代に建設、建築したということで、そのときの補助等の名称等もあるかもしれませんが、一斉に名称変更したほうが統一性が図られるのか、あるいは補助の基準でその名称等を統一できないのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 佐藤哲夫総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐藤哲夫総括室長、お願いします。

○総務課総括室長（佐藤哲夫君） こちらの名称につきましては、課長のほうから説明させていただいたように、補助事業で整備した兼ね合いもありまして、まだ耐用年数、補助金の承認等の必要な期間というのも終わっていない部分もありますので、こちらの既存の施設につきましては整備当初の名称で、将来的に小川のように改築する時期があれば、その段階に応じて、その補助金の適正化法等も見ながら改正はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） センターの設置と管理についての考え方についてお伺いしますが、この条例を見れば、それぞれの地域に1か所ずつセンターがある。特に気になるのは、大川地区の基幹集落センターと総合交流センター、2か所あるのですよね、センターが。これは、やっぱりどうなのか。地域の理解も得なければならないと思うのですが、私は1か所に統合したほうがいいのではないかと思うのですが、いずれ当局のご見解をお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 委員からお話があったとおり、大川地区には大川基幹集落センター、そして大川地区総合交流センター、2か所ございまして、役場の支所が入っているのが基幹集落センターということで、平成の十一、二年あたりですか、大川の複合施設ということで交流センターが出ておりました。そこを1本にするかどうかは、ここは地区の方ともやはり一番、お話をしながらになってくるかと思うので、そこはご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、以下改正法と呼ばせていただきますが、その改正法による行政手続法の改正に伴いまして、岩泉町行政手続条例においても同等の整備を図るため、改正を行うというものでございます。

この改正は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえ、デジタル技術の活用を阻害しているアナログ的手法の見直しを行うという、いわゆるアナログ規制の見直しをする内容となっております。

改正前においては、所在不明の方に対して行う公示の方法について、掲示板への書面の掲示により不特定多数の人の閲覧に供することのみを前提としておりました。改正後は、この書面の掲示をする場合と、事務所内のモニター等で画面表示をする場合と、いずれかの方法により閲覧に供することになります。

さらに、これらの方法のほか、インターネットによる公表が義務づけられます。インターネットによる公表とは、例えば町のホームページ内に電子掲示板を設けまして、そこにPDFファイルなどをアップロードして、誰もが見られるようにするというようなものでございます。今回改正法の対象として、町の条例に関係するものが岩泉町行政手続条例でございます。

なお、税の公示送達に関しましては、既に地方税法の改正に合わせて税条例を改正済みとなっておりました。

それでは、4ページからの参考資料、新旧対照表を御覧願います。まず、用語の修正として、第3条中「採決」を「裁決」に改めております。

次に、少し説明が前後しますが、5ページ、第15条第4項を新設しまして、聴聞の通知における公示の方法について、先ほどご説明した方法や公示すべき期間について規定を設けてございます。

戻りまして、4ページ、第3項では、第4項と重複する内容を削りまして、文言を整理した内容としてございます。

続いて、第16条、第22条、第29条では、第15条第3項の改正と第4項の新設に合わせて、条項や文言を整理した内容としております。

最後に、別紙の3ページにお戻り願います。附則でございしますが、この条例の施行期日を定めるものでございまして、改正法の附則第1条第2号に掲げる日、これは令和8年6月15日までのいずれかの日になりますけれども、その掲げる日から施行することとしてございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、換気のため午前11時15分まで休憩します。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時15分）

○委員長（小松ひとみ君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

◎議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、標準化対象事務として指定される戸籍事務に関連する火葬等許可事務システムの標準化を進めるに当たり、当該条例で規定する文言と国がシステムの標準仕様で示す文言等について整理、整合を図る必要があることから、所要の整備を図ろうとするものであります。

新旧対照表3ページをお開きください。第2条においては、「町長に申し出てその承認」を「町長の許可」へ、第3条においては、「承認」を「許可」へ改めようとするものでございます。

また、第3条に関連する別表におきましては、「岩泉斎場使用料」を「火葬場使用料」に改めようとするものであります。これにより、当該条例で規定している火葬場の使用等に関する文言については、国が示す火葬等許可事務システム標準仕様書に示される文言等との整合が図られることとなり、システムの改修後において円滑な事務執行がなされるものとなります。

2ページにお戻りください。附則の部分で、施行期日につきましては、令和8年1月26日からとしております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長、お願いします。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により所要の整備を図ろうとするものでございますが、法改正等の主な内容としまして、まず法の部分では、第16条に市町村が災害援護資金の貸付者に対しての償還金の支払猶予や償還免除をしようとする場合において、その決定の判断をするため貸付者から支払いが

困難であることを証するための報告や資料の提出、そして官公署に対して必要な書類の閲覧や資料の提供を求めることを可能とする報告等の規定が追加されております。

また、法の施行令においては、支払猶予とする場合の事由などが定められ、これに伴い法施行令においては関連部分の条項の整理が行われているものでございます。このことから、当該条例の、この条例の第15条におきましても報告等の規定を追加するとともに、法施行令からの引用に関して条ずれ等が生じた部分についての整理を行っているという内容となります。

新旧対照表により改正部分をご説明しますので、3ページをお開きいただきたいと思っております。第1条においては、同法施行令を災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に「準拠し」を「基づき」に、「並びに」を「及び」に文言を改めようとするものでございます。

また、15条3条におきましては、「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については法第13条第1項、令第8条から第11条まで」という規定の部分を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改めようとするものでございます。これが引用の部分の整理ということとなります。

2ページにお戻りください。附則の部分で施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上について説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この条例の範囲で、いわゆる当町にも関係がある3.11なり、平成28年の豪雨災害等々に関係して、いわゆるこういう対応を受けた方々の中で償還金の支払猶予なり償還免除を申請した実態はあるのかどうか、お伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

東日本大震災におきましては、13件の災害援護資金の貸付けがございました。そのうち、4件の方におきましては繰上償還済み、そして3件の方が計画的な償還中。滞納者

は5名おりましたけれども、そのうち4名の方を支払猶予という形で手続を終えていただいております。

台風につきましては、3件の方からご利用いただきまして、計画償還中の方がお二人、滞納者としては1人ということとなっております。

東日本大震災と台風を合わせますと、滞納者は6件ということになりますけれども、そのうち4件の方につきましては、支払猶予が済んでおる。したがって、支払猶予の手続がされない滞納者となりますと、現在は2人というような形とはなっております。

滞納者の方々につきましても、現在書面等で、この支払猶予のご案内、勧奨ということで手続は進めさせてもらっておるところですが、なかなかご本人からの連絡がなかったりという状況もございます。そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

本条例は、日本短角種の肥育素牛の導入資金を肥育農家に貸し付け、JA系統以外へも農家の判断で出荷することにより、有利販売による増頭と販路拡大へつなげるため、平成27年に条例を制定し、1億円の基金を造成し、支援を行ってまいりました。

現在岩泉短角にブランド化に向け、農家、JA、販売事業者、町が一体となった取組を行っており、その中で農家の意向として、今後も生産から出荷まで、JAと連携していくことを確認し、JAからもJA預託牛として導入するとの回答を得られ、町が資金貸付けを行わなくても肥育素牛の導入ができる体制が整ったことから、この条例を廃止するものでございます。

2ページ、別紙を御覧ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、償還が完了していない資金償還につきましては、従前の例によることとする経過措置を設けているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部
を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

今回の一部改正は、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、指定業者等の範囲を拡大するとともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

改正の経緯といたしまして、令和6年の能登半島地震において、住宅内の給水装置や排水設備の復旧に大幅な遅れが生じましたが、これは市町村が指定するいわゆる指定店自身が被災したことや、様々な工事需要が集中し、対応できる指定店が少なかったことが主な要因として挙げられています。

この状況から国土交通省では、条例を整備することにより、災害その他非常の場合においては、他の上下水道事業者、または他の上下水道事業者の指定店により復旧工事を行うことが可能となる旨通知を発出したところです。

これを受けまして、当町においても万が一の災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、指定業者等の範囲を拡大するとともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

それでは、4ページの新旧対照表をお開きください。まず、岩泉町水道事業給水条例の一部改正について説明いたします。第9条第1項は、水道の指定店でなければ給水装置工事を施行できないという規定にただし書を追加しまして、災害その他非常の場合において、管理者である町長の判断により、他の水道事業者または他の水道事業者の指定を受けた者が施行できることを規定しております。

また、同じく第2項は、岩泉町の指定店と他の水道事業者または他の水道事業者の指定を受けた者とをまとめた略称を設けるとともに、これらのものについて、第10条第2項及び次のページの第38条で略称を置いて整理しております。

次に、5ページの岩泉町下水道条例の一部改正について説明いたします。まず、第7条第1項ですが、岩泉町の指定でなければ排水設備工事は施行できないという規定に第1号または第2号に該当する場合は、この限りでないというただし書を追加しております。第1号では町が、第2号では災害その他非常の場合において、他の下水道事業者または他の下水道事業者の指定を受けた者で町長が認めた者がそれぞれ工事を実施できることとしております。

次に、同条第2項及び第3項は、第1項で設けた略称による整理となっております。

3ページにお戻りください。今回の改正は、公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 指定業者の、この範囲を拡大するとあるのですが、いわゆる町外から、町内以外のどのぐらいの範囲に業者を拡大するのか。見通しについてと伺いますか、例えば管内近くの宮古だとか、盛岡だとかあるかと思うのですが、そこら辺、どのぐらいの範囲を想定しているのかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今回の改正は、大災害とかそういったものを想定した内容となりますけれども、災害がどういった形で発災するかというところにも関わってくる部分でありまして、例を出すのもあまりよくないかと思っておりますけれども、例えば内陸側から応援していただくのが効率的なのか、沿岸側からやっていただくのが効率的なのか、様々な状況があると思われまので、その都度町内外の協力できる業者さん等の状況を見ながら実施していくような流れになろうかと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、平時ではなくて有事の際に、私は分からないのですが、町がこの指定業者を選定するに当たって、何かあらかじめ申請を出してもらって認めるというような、何かそういう決まりがあったかと思うのですが、それはこの水道については、ふだんはそういう申請扱いはなくて、有事の際に急に町外の、いわゆる幅広く業者をお願いするというような認識でよろしいのかどうか、改めて伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

今回の改正は、あくまでも有事の際を想定したものでございまして、通常個人の水道工事が主な内容になろうかと思えますけれども、改造工事であるとか、リフォームであるとか、様々なそういった水道工事、下水道工事がなされるかと思えますが、それにつきましては今までどおりの指定店をお願いしていただく考え方になりますし、大災害等発生した場合には、他市町村で指定を受けた業者さんでも入ってこられますよと。ただ、その手続については、基本的には通常の場合と同様の考え方で進めることにはなりますが、大災害となると、その辺については幅広く対応する必要があるだろうなというふう考えております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど条例のほうでもお願いいたしました岩手県人事委員会勧告に伴い、一般職の給与の改定等を行っています。期末勤勉手当が0.05か月の引上げ、そういったものを行っております。そういった人件費の調整を行ったほか、国及び県の補助事業に伴い、早期の対応を要する事業につきまして、追加の予算を計上しております。

また、種雄牛管理センター移転に伴う改修工事を行うため、今回追加しておりました。

それでは、歳出からご説明申し上げます。15ページを御覧願います。

なお、別冊のつづりとしてお配りしております令和7年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございますので、ここでは他の事業の補正予算内容をご説明させていただきます。

15ページ、2款1項10目18節に三陸鉄道経営安定化対策交付金沿線市町村負担金469万2,000円を追加しております。これは、三陸鉄道株式会社に対しまして、運行の維持確保及び経営の安定化を図るため、岩手県及び久慈市から大船渡市までの沿線市町村により支援を行うものでございます。

同じく11目ふるさと納税推進費、7節にふるさと納税謝礼3,300万円を追加しております。これは、ふるさと納税の年間見込額3億円となったことに伴い、返礼品調達に係る費用を追加するものでございます。

続きまして、飛びますが、23ページを御覧願います。5款1項4目畜産業費、12節委託料から18節負担金補助及び交付金まで、合計で3,510万円を追加しております。これは、JA新しいわてが所有する宮古市川井地内の日本短角種種雄牛集中管理所が盛岡宮古横断道路、国道106号になりますけれども、盛岡宮古横断道路改修工事の対象区域となったた

めに、宮古地域で唯一種雄牛センターを有する本町に、今後の越冬期間の飼養管理の依頼を受け、受入れに伴う施設改修を行うものでございます。

次に、また飛びますが、29ページを御覧願います。9款2項1目学校管理費、12節委託料及び14節、小川小学校バリアフリー化工事の合計6,237万5,000円を減額しております。これは、議会全員協議会でもご説明いたしましたが、国庫補助金の採択額が想定よりも大幅に下回ったことから特定財源の確保が困難な状況となりまして、やむを得ず事業を中止するものでございます。

また、バリアフリー化工事は中止いたしますが、代替案として特別教室を新たに設置するため、14節、小川小学校特別教室設置工事180万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページにお戻り願います。歳入でございます。8ページ、14款2項6目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金2,862万3,000円を減額計上しております。これは、先ほどもご説明申し上げました小川小学校バリアフリー化工事に係る国庫補助金となっております。

次に、11ページを御覧願います。11ページ、19款1項1目繰越金で、前年度繰越金3,518万2,000円を追加しまして、財源の調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページにお戻り願います。5ページ、第2表、地方債補正であります。過疎対策事業、緊急防災減災事業で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を13億4,080万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。13ページをお開きください。1款1項議会費、質疑はありませんか。人件費のみです。13ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時46分）

再開（午後1時30分）

○委員長（小松ひとみ君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に戻ります。2款1項総務管理費、13ページから15ページです。質疑はありませんか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） ここが適当かどうかちょっと分かりませんが、昨日の津波警報に伴いまして、災害対策、対応にご尽力といたしますか、頑張ってください、本当に感謝を申し上げるところでございます。職員の方には、寝ておられない方とかいらっしゃるかと思いますが、大変ご苦労さまでございます。

中居町長が進めてこられた、危機管理課の設置というような形で進められてきておられるところですが、兼務をされて非常に大変だというふうに思っておりまして、予算がなくて非常に苦しい状況であると思いますが、緊急時の場合でございますので、専門の方の緊急的な依頼とか、そういったような形で職員の負担を減らせる方法といたしますか、そういったことが補正予算等で、人件費とかそういった方法で対応できる方法がないかどうか、いろいろお考えかとは思いますが、そういったところをお考えいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 危機管理等の外部の人材の補正予算等の対応ということでよろしいですか。以前岩泉町でも危機管理監ということで、元岩泉の消防

署長さんを危機管理監にお願いしたときもございましたし、今も自衛隊のOBの方が危機管理課に着任したということで、お手伝いいただいております。

何分ちょうど今職員数のほうが、令和6年の4月1日が186人いたものが今現在181人、12月1日。これまでが179人でしたので、なかなか人がいなくて、それで私のほうでちょっと兼務をしてございましたが、今回補正予算のほうの対応でということございますが、やはり外部人材をお願いするとなりますと、そちらのほうの関係する所属とか、ある程度そういった時間のほうを要することになりますので、なかなか人の数もないところではございますので、そういった点も踏まえながらも、今までも検討はしてございましたけれども、ちょっと今回の補正予算の中では、特にその辺のところは検討のほうはしてございませんでしたので、よろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、内部のことについてお伺いします。

危機管理課に当初いた職員が、たしか2人抜けたというか、いなくなったように感じています。それで、ゆうべの地震もそうだし、この災害というのは、いわゆる報道されているように、いつ起きるかというより、いつでも起きるような状態だというようなことが話されているわけだ。その中で、この危機管理課は独立した課なわけだ。それで、独立した課長がいなくて総務課長と兼務と。やっぱり私は、直属の危機管理課の課長を直ちに設置すべきだと思うのです。

それから、春先か、辞めた職員もいたと思うのだ、危機管理課にいた職員が。その補充のところはどのようになっているのか。当初の危機管理課の体制の人数と現在の人数はどのようになっているのか、まずお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） ただいま委員からお話ありましたが、危機管理課の職員がそのときに辞めたわけではなくて、危機管理課にいた職員が違う係に行っていて、それで確かに退職はしておりました。危機管理課のところにおいて辞めたわけではなくて、ほかの課に異動で移って、そこで2人辞めておりましたので、危機管理課だったから辞めたわけではないということをご認識いただきたいなと思っております。

体制のほうは、当初のところ危機管理監がいて、その下に総括室長もいて、あと1人、

3人とかの体制でありましたが、今はその数も増やして、今は課長がいて、そして3人の職員は置いていますので、今危機管理のほうに人は、課長が兼務になってしまいましたが、この前までは課長がいて、そして職員3人は配置をしてございました。

先ほど申し上げましたように、絶対数が今のところちょっと足りなくて、そのために今兼務でやっておりますので、そこはご理解いただければと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それぞれ庁内というか、役場の中では独立した課があって、みんなそれぞれ課長を中心として、なければならぬ部署だと思うのです。特にも災害については本当に大変だと思うのだ。特に夕べも経験したと思うのだが、総務課長と危機管理課長が併任でということで、1日や2日ぐらいはいいが、いずれこれが長く続けば、体に変な負担がかかると思うのだ。

そういう意味では、人事の問題は私どもはどうかはできないわけけれども、せっかくある独立した課だもの、単独でそれぞれ課長はちゃんと配置して、そして十分な体制にしていってほしいが、これから私はいいのではなかろうかというふうに思って発言させていただきました。

人の問題はよく言われるのですが、やはり自然災害というのは人が考えた以上に、いつ起きてもおかしくない、そういう環境下にあるのは、皆さんが承知だと思うので、できれば部署部署でトップをしっかりと配置して、万全の体制でぜひ臨んでいってほしいと、そのように思うわけですが、何とかひとつ意のあるところを酌んでいただきまして、前向きに対応していただくように、私はそう思っていますので、この点についても改めてお考えをお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 大変ありがとうございます。私のほうの健康も気を遣っていただきまして、ありがとうございます。

本当にそのとおりでできれば、危機管理のところ、町長も町民の安全安心ということを最優先で進めておったわけですので、本当はそこに置きたかったのですけれども、課長を今度1人つくることで職員のほうで薄くなってしまふところが出てきて、その辺もありまして、この半年は私が2人分頑張るつもりで務めたいと思っていましたので、何とか

半年頑張っただけありますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 一般管理費のところ、私は別の問題についてお聞きします。

一般質問で物価対策をやりましたが、そこで再質問できませんでした。確認できませんでした。それで、国の物価対策で閣議決定されて、今審議中ですが、ただ地方が既に進めてすぐやるという、やってもらうということもあって、今回は重点支援地方交付金、全体枠2兆円ですね。そして、うち食料品枠かな、生活用品枠かな、4,000億円あるわけですが、多分まだ来ていないか、大体の額、このぐらいというのが来ていないかとは思いますが、それについてまずお答えしていただければと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 委員からお話があったとおり、11月28日、先々週の金曜日に閣議決定になりまして、18兆3,000万円ほどの国のほうの補正予算ということで、その中で2兆円の重点支援地方交付金のほうが入ってくるということの予算が組まれているということでありました。ペース的に言いますと、実は昨年も11月29日に閣議決定があって、今回と同じ12月17日が国のほうの予算成立ということで、ペース的にちょうど同じような形になっております。

昨年は、住民税の非課税世帯の3万円、そこに子供さんがいれば2万円加算というような形での給付がございました。今回はまた、ちょうど7月の国政選挙が終わった後、内閣総理大臣のほうもなかなか決まらなくて、空白期間といいますか、国政が停滞した時期もありましたが、それでも昨年度ペースでの補正予算のほうを組んでいただいて、去年までの国のほうの予算の計算でいけば大体5,000億円ぐらいの……国のほうで4年度、5年度、6年度が大体5,000億円、6,000億円、7,500億円というような形になっていきます。それが2兆円ですので、大体3倍ぐらいには予算のほうが組まれております。

ですので、4、5、6のところでは岩泉町には大体4,000万円から5,000万円の交付金が入りますので、そうすると今現在の見込みでいけば、大体1億5,000万円か1億6,000万円ぐらいが来るのかなと見込んでいたのですが、実際先ほどお話ししたように、国の補正予算のほうで成立して、昨年もそこで正式な交付金額のほうが入って市町村のほうに通知がございましたので、今年度も多分12月の17日には岩泉町への配分額が示されるもの

とさせていただきます。

一般質問でもお答えしましたように、今週末のところでは各課のほうにはアンテナを広げてもらって、情報収集をしてもらっておりましたので、結構昨年よりも大きい規模になりますので、できれば広い対象で、そして手厚い形でできればいいなど。

岩泉町は、今までも国で対象になった分、そして県で対象になった分、そこで当たっていないところを見てはいたのですけれども、その辺もちょっと事業規模のところも見ながら検討してまいりたいなと思っているところでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） であれば、要はできるだけ早くやってもらいたいというものもあるわけですね、年内にできればというのもあるのですが、それを今各課にはもう準備はやってもらっているというようなことでありますので、間に合ったらできるだけ早くやってもらえればいいのかと思っておりました。

それで、今回そのうちの食料品枠がありますので、今テレビなんかでもよく出ていますが、お米券とかいろいろ出ていて、それを出す、出さないのは自治体によっていろいろなようでありますけれども、もう既に年内に出すとかというところもあります。でありますので、これについては現時点ではまだ決まっていないというお答えになるのかもしれないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お米券は特にこだわっていないのか、商品券のほうに行くとか、そこについて、もしお考えがありましたらお答えください。

○委員長（小松ひとみ君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 現在県でも今定例会やっております、あしたまでの会期になってございます。

県のほうの今現在の補正予算でも、中小企業の賃上げの支援関係、あとはツキノワグマ対策、そしてあとは灯油購入費の補助、その辺が今回定例会で出ています。昨年も県は12月17日の国の補正予算の成立を待って、23日ですので、1週間後、年内、そこで県は臨時の議会をやって予算を組んでいましたので、その辺の動向を見ながら、去年は県が12月23日、そして岩泉町はそれを踏まえて、年が明けた今年の1月16日に臨時議会をお願いして、昨年度はやっていましたので、できれば同じ時期、あるいは早くなるような形では組んでいきたいと思いますが、事業規模に合わせた事業のフレーム、そのこと

ころが固まって、そうするとどの辺で補正予算を組むのが適切かという問題が出てきますので、そのところは庁内での部分を、事業のほうを拾い上げていて、その中で調整を図って、そしてできれば臨時議会のほうをお願いしてまいりたいなと思ってございましたので、よろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、年内はやっぱり厳しそうですか。いろいろお忙しい月でもありますし、年末ではありますけれども、これについてもよろしくご検討していただきたいなと思います。一旦は、ここで終わるのかな。

では、また別な件、続けてやっていいですか。

○委員長（小松ひとみ君） はい。

○委員（畠山和英君） ふるさと納税推進費があります。ここで、ふるさと納税の返礼品なしで、今度は熊関連に行きますけれども、熊管理問題。熊被害対策の支援についてのふるさと納税を募ってはいかがですか、返礼品なしで。まず、そこは突然ですけれども、やってもいいのかなと思うのですが、来る、来ないは別として。全国区の放送にもなりましたので、結構関心はあるのかも思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ふるさと納税の活用につきましては、他県でやっているというお話を伺っております。それを受けまして、町の中でもちょっと関係課の中で情報共有しました。財源がない部分にふるさと納税としてご寄附をいただくという方法はどうかという協議をしたのですが、ちょっとそこは防衛策なんかは、やっぱり自分たちで防衛してもらおうという担当課の考えだということで、そこは今のところ保留といたしますか、見送った状況ですが、確かに寄附を募ることもよいのですけれども、もしやるのであれば、こういった事業に使いたいので、ご寄附を下さいというクラウドファンディング型のふるさと納税があるのですけれども、それは今後ちょっと考えていきたいなと思っておりますが、事業がやっぱり固まらないとできません。頭の片隅には置きながら、進めてまいりたいと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 頭の片隅でなく、真ん中にひとつ置いてもらってやってもらえればと思いますが、例えば一般質問の答弁で、86人のホテルのキャンセルもあるということなので、岩泉で。そんなに影響があるのかなと思ったのですが、例えばこれ個々の企業に対して、そういう宿泊に関する被害の影響が出ている、経済的に観光的に影響が出ているというようなことにやりますとかというのは駄目かな……熊の実質やるのは、国の交付金が来たのを、それは防御とかやるときはやればいいのでしょうかけれども、財源があるならそっちを使えばいいのでしょうか、ないのに対して何とかそういう、例えばリンゴは及ばない、もう100%被害が出ているとか、そこを支援するとか、そういうのとかでもいいのかなと思ったりしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 今ご提言を受けた部分につきましても、併せて考えてまいりたいと思います。

参考までにですけれども、担当課としても、ふるさと納税、企業版ふるさと納税持っていますので、何かできないかということで動きました。そうしましたらば、企業版ふるさと納税なのですけれども、モンベルという町が提携している会社から、熊鈴を保育園児から高校生まで700個ご寄附をいただけるというお申出をいただいて、間もなく到着する予定でございます。ちょっと違う方向からですけれども、担当課としても動いておりましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、2款1項を終了し、2項に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑は終わります。

ここで席替えはしますか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） いいですか。

2項徴税費について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

3項戸籍住民基本台帳費、16ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次、4項選挙費、質疑はありませんか。

10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 選挙費のほうですが、間もなく来年になれば町長選挙も予定があると思うのですが、前回の国政選挙のときに、移動車での期日前投票を数か所で行ったような気がしていますが、安家地区でも川口地区でも実施したように伺っていますが、成果というか、効果というか、そういうのがどうだったのか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重選挙管理委員会書記長から。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 7月の選挙から移動投票所のほうを実施しまして、2日間で2班編成で18か所回りました。特に川口のところは、川口を分けて行ったものですから、かえって皆さん喜ばれて、前よりもとてもよくなったというお声もいただいております。ただ、ほかのところは、やっぱり移動投票所は行ったのですけれども、あまり人が来なかったところもございました。ですので、これから浸透する部分もあろうかと思っておりますので、また移動投票所でできれば、そのカバーをしてみたいと思っておりましたので、今度また来年の1月の選挙のときも、移動投票所のほうを同じような形で運営のほうはしていきたいと思っておりました。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 投票率もそうだと思うのですけれども、高齢化が進んで、なかなか投票所まで歩いていくのも大変だったり、特に免許を返納して、高齢者は不自由なために、行けないということも出てくると思うのです。

そこで、やはり投票率ももちろんそうですが、足の確保も大事だと思いますので、ぜひこれを川口だけでなく山間地というか、投票率の悪いところというか、高齢者のい

るところをフォローしていただきたいと思うのですが、その考えについて。

○委員長（小松ひとみ君） 三上義重書記長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 足の確保ということで、実際投票所を統合するために、各地区の説明会のほうにも入りまして、そこの中でカバーする方法として移動投票所、あと足の確保のために車を出すというのも代替案ではあったのですが、ただこれがほかのところの市町村のところでも、合併したところは今大体投票所の見直しをかけているのですけれども、足確保でバスを出しても実際は、アンケートではバスを出してほしいというものはあるのですけれども、利用実態が何か少ないというのも出ていましたので、その辺もあって、今回は移動投票所のほうに力を入れて進めているような状況でございましたので、そこはちょっとご理解をいただければと思ってございました。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、5項統計調査費に入ります。17ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えです。

では、3款1項に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

佐藤哲也町民課長、お願いします。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、ここで3款1項1目、ここでの新規事業概要を説明させていただきたいと思しますので、お手元の補正予算新規事業概要を御覧いただきたいと思います。

事業名は、灯油等購入費助成事業でございます。

事業実施主体は、岩泉町。

事業の目的としましては、生活困窮世帯の冬季の経済的負担の軽減を図るため、灯油、電気、ガス等のほか、防寒用品等の購入費の一部を助成するというものでございます。

事業の内容でございますが、対象世帯、これは生活困窮世帯としての定義になってま

いますけれども、申請日において本町の住民基本台帳に登録され、令和7年度の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯、これを生活困窮世帯、対象世帯といたします。

アとしましては、高齢者世帯（令和8年3月31日までに65歳以上に達する者のみで構成される世帯）。イとしまして、重度心身障害者世帯。ウとして、独り親世帯。そして、生活保護法による被保護世帯、こちらのほうを対象とするというものでございます。

助成額、1世帯当たり1万円、生活保護世帯は8,000円でございます。

事業費としましては、1,170万円。内訳としましては、1万円、1,050世帯。8,000円、これは生保の世帯でございますが、150世帯となっております。

助成のスケジュールとしましては、1月号広報で周知及び申請書を配布の予定としております。そして、1月からの申請受付。申請期限は2月6日までということでスケジュールを組んでおります。

なお、実際の給付のほうは、申請を受付後、順次支給を開始してまいりたいというところでございます。

特記事項としましては、こちらの事業の財源をお示ししておりますが、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業、これは県費でございますが、補助基準額としましては1世帯当たり7,000円、そして補助率は2分の1というものとなっております。

財源内訳は、下記のとおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 説明が終わりました。

3款1項社会福祉費、18、19ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2項児童福祉費、20ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

4款1項保健衛生費、20ページから22ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

農林水産業費、5款1項に入ります。

ここで、新規事業2件の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長、お願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、農林水産課から新規事業の説明をさせていただきます。新規事業概要の3ページを御覧ください。

5款1項3目、事業名は畑わさび渇水対策実証事業。

事業主体は、新岩手農業協同組合です。

事業の目的は、近年の猛暑により畑わさび圃場が渇水状態となり、栽培に影響が生じていることから、天候による影響を軽減する栽培体系を確立し、畑わさびの生産量の増加を図るため、今般実証試験を行うものです。

事業の内容ですが、新岩手農業協同組合が町内3か所の畑わさび圃場にかん水設備を設置し、今後の栽培への影響を実証試験するものであります。

設置する場所ですが、多様な圃場での実証を行うため、小川地区2か所、釜津田地区1か所を想定してございます。補助率は100%で、事業費は1か所当たり100万円とし、300万円でございます。

この実証試験は、畑わさびが猛暑、渇水の影響により減産していることから、関係機関等で協議する中で、原料出荷先からの技術提案を受け、今回実証、実施するものでございます。

事業費の財源内訳は、全額一般財源となります。

次に、4ページを御覧ください。5款1項3目、事業名は畑わさび出荷調整支援金でございます。

事業の実施主体は、岩泉町です。

事業の目的は、畑わさびの系統出荷において、農家における出荷調整に手間がかかることから、その掛かり増し経費に対し支援を行うものでございます。

事業の内容ですが、原料出荷先からの指定寄附金を活用し、系統出荷農家に対し、出荷調整で掛かり増した経費について、今年度の出荷実績に応じ、キログラム当たり12円

の支援を行うものでございます。

事業費は100万円で、指定寄附金100万円を上限としております。

事業費の財源内訳は、全額指定寄附金の充当となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 説明が終わりました。

5款1項農業費、22ページ、23ページです。質疑はありませんか。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今補正の説明がありましたけれども、ワサビについて。小川地区が2か所、釜津田地区が1か所、安家でも生産しているのですが、それが地主から申込みがなかったためにこういうふうな。どうなのか、その辺をお聞きします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） お答えいたします。

こちらの実証事業の場所につきましては、事業実施主体である新岩手農業協同組合のほうでのワサビの生産者の中で相談して決めたものになります。こちらにつきましては、それぞれ渇水の状況が圃場によって違いますので、その中でも特にひどかったところ、あとはこの実証実験にご協力していただける農家の方を農協の中で募って、その中で決めたものとなっております。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 出荷先が農協系でないと、いろいろ出荷先が生産組合とか、出荷組合とかいろいろあると思うのですが、農協を通じないと、それが実施されないのかどうか。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 今回の渇水対策事業につきましては、新規事業の概要説明資料にもあるとおり、関係機関協議を行ったということで、新岩手農業協同組合が出荷している業者さんのほうから技術提案をいただいたものでございます。そういったところもあって、ひとまずは実証事業ですので、これの効果があるかどうかというところを今回事業を行いますので、今回はその実証事業の技術提案をいただいた部分での農

協の中でということで考えております。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 出荷組合は、たしか安家の方は、多分農協もあるけれども、別なのだと思うのです。だから外れたのかなというようなことも言っていましたけれども、どうも今年はワサビが、雨が不足、水不足で生産ががたんと落ちてしまった。あるいは半減だったような話も聞いていますが、何かの支援をしてあげないと、せっかく頑張っているのに、何かがっかりしているような気もしたのですが、その対策というか、支援というか、何かの方法はないのかどうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今年の猛暑によりまして、減産しているのは畑わさびもそのとおりのですけれども、そのほかにもいろんな作物について減産しているところはあります。ただ、この猛暑が多分今始まったわけでもなく、あとこれから終わりが見えるわけでもありません。ですので、我々としてはそういった支援もそのとおりのですけれども、自分たちでの防衛というか、いろんな保険制度等も、共済制度等もございますので、そちらのほうへの加入について、私どものほうではできれば進めていきたいというふうに考えてございます。

こういうふうに気象災害等で作物が取れなくなったときに支援、支援ではなく、やはり自分での自衛策という方向に町のほうではシフトする形で、皆さんへの支援のほうを考えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 今回畑わさびの実証事業ということで、3か所やるということですが、町内全域でやっぱり渇水状態になっているのでしょうか。その辺の状況確認というのはどうなっていますか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 町内のワサビ圃場の状況ですけれども、渇水についてはそのとおり、全町で起きているものではございますが、あとは圃場の日光の入り方の状況であったりというところで、同じ地域でもいい場所があったり、悪い場所があった

りというところは、それぞれの状況によって異なっているという状況です。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、この3か所の実証事業を今回やってみて、いい状況に持っていくことができるとなれば、そういったところにも随時この設備をつけていくような、そういった立てつけでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 今回の実証事業の部分は、来年の春までにひとまず今回つけます。その後に夏の時期を迎えてやってみて、実際にワサビが枯れないか、成長がちゃんとできるかというところについては、複数年で様子を見ていきたいというふうを考えております。

その後の部分につきましては、その実証事業で、確かに成長が促進されているというのが確認できたら、ほかの圃場についても設置を考えていきたいというふうを考えております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 関連です。

この新規事業で特に関心を持ったのは、いわゆるこの協議を行ったときに、かん水設備設置の技術の提案があった。何か実はシイタケでも散水スプリンクラーを使って、沢水を使ってかん水はしているのです。今回は、ワサビが今度かん水設備になっているのですが、圃場の近くに水源があるのかどうか、まずそこら辺についてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 今回設置する予定の3か所につきましては、水源が2か所、圃場のそばに沢が通っている状況でございます。1か所につきましては、近くに沢は通っていないのですけれども、こちらのほうは近くの沢まで農家の方が行って、沢水をポンプアップしてタンクに詰めて、それを軽トラで運んでということで考えております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 本当は沢の落差でもって回すのが一番コストがかからないでいい。やっぱり動力使うのは結構かかるのです、燃料代が。だから、そっちのほうはどうしたものかと思うのですが、できれば自然落差で、自然の水圧でもって回したほうが、そういう場所ではすごくいいと思うのです。

それで、今回変わった何かあったのか、普通のやり方と違うような。かん水設備の提案があったというのは、ただかん水が必要だというぐらいの話なのか、それとも調査上で、こういうやり方がいいというのが何か提案があったのかどうか。1か所で100万円というのは、結構大きいほうなのだよ、補助とすれば。そこら辺の内容について、どういう構造の提案があったのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君） 畠山主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 関係機関協議の中で技術提案があった中身につきましては、ワサビの中でそもそもこういったかん水設備を入れている施設というものはなかなか国内にはないということで、出荷先の事業者さんのほうから情報がございまして、その中でいろんなワサビ圃場を見てきている業者さんが、海外のワサビを生産されている現場では、そういったかん水設備を設置するのが一般的な生産栽培体系になっているということで情報提供いただいております。

それで、外国で設置している場合には、近くの山のでっぺんに穴を掘って、そこにシートを敷いて水をためて、それを常に流下させて圃場内に水を回すということで技術提案をいただいたのですけれども、今回私たちの事業の中で設置する場所、先ほど言ったとおり、沢が近くにない圃場も町内はたくさんございますので、そういった場合でもできるというところで、今回は圃場の上にタンクを常設で設置をして、近くに沢があれば、そこに引き込んで、そうでなければ近くでポンプアップして、持って行って水をまくということで設置する予定でございます。こちらにつきましては、関係機関、普及所であったり、農協であったり、あとは実際に技術を提案していただいた業者さんも現場のほうに同席していただいて、その圃場に合った水のまき方というものをそれぞれ検討しながら、今回実施するものでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君）　それで、水源は分かったが、問題は散水設備なのです。水を圃場に垂れ流すのか、あるいはまた何か霧のようなスプリンクラーか何かを回してかん水をするのか、そこら辺はどのようになっているのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君）　畠山主任。

○委員長（小松ひとみ君）　畠山主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君）　圃場に水をまく際には、これも農家さんの意向という部分もございますので、それぞれの場所によって違うのですが、早くぱっとまきたいという方についてはスプリンクラーで、上のタンクからチューブをまず圃場に下ろして、それを横に、圃場にかん水チューブを延ばして、その先にスプリンクラーを立てて水が流れれば、そこに上がっていくということで考えております。

あとは、点滴チューブであったり、かん水チューブ、畑で使われるものについてを今回圃場に設置してみようというところで、ワサビについては2年間の栽培期間になりますので、ワサビが大きくなってくると、畑のかん水チューブであれば、水が近くで止まってしまうというところで、スプリンクラーは1メートルぐらい立ち上げて、そこからまくというような形で考えております。

○委員長（小松ひとみ君）　4番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君）　4目畜産業費の農業振興公社運営費補助金についてお尋ねします。

農業振興公社さんも所管課の農林水産課さんも、大変苦慮されてご対応していただいているというふうに認識しています。これまで議会からも、部分、部分については、こういうことをやったらいいのではないかという提言はあったような気はしますが、しかし事業の再生というのは、非常にもう難しいと思いますし、時間がある一定期間かかるものだろうと。それぞれのプロセスも当然あります。そういったことをワーキンググループみたいな形で関係者と、農業振興公社の価値と可能性と課題をきちんと共通認識で進めていくような取組が必要ではないかなと思うのですが、逐次投入で部分の話だけをされても、受け取る農業振興公社さんもそうですし、所管する農林水産課さんもなかなかやりにくいかなと思ってのご提案ですが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君）　佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君）　ご提案いただいた内容につきましてですが、農

業全体を考えますと、農業振興公社というものを一つの枠組みの中に組み入れたような形で展開していかないと、現状今の本町とすれば、労働力の不足だったり、高齢化というのは否めない部分もありますので、やはり必要な部分であろうと思います。

経営が厳しいというのはそのとおり、設立当時からずっと厳しい状況は続いておりまして、今回補正予算で補助金を追加させていただきながら、ちょっと対症療法ではありますが、今回させていただいたところです。

委員のご提案いただいたとおり、現状での課題だったり、何が詰まっているのかとか、そういった部分を1個1個検証しながら潰していくというのは必要なことかなというふうに考えます。ですので、ご提案のあったワーキンググループであったり、あとはいろんな方法が考えられると思うのですが、我々としても農業振興公社というものがきちんと農業の中で詰まらない形で回っていくような仕組みをつくっていきたく思いますので、委員の皆さんからもご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 議会としてどう意思決定していくのかという調整は、この後になります。ぜひ前向きにみんなで支えていけるということができればなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今の関連ですけれども、今回2,000万円で、まさにその場、その場でのあれなのです。今4番の千葉委員が話したとおりにかとは思いますが、そうしますとこの2,000万円は、これもまずは今回限りで、来年度以降はどうなるのかは、なしですよ。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今回の追加の2,000万円の運営費の補助金については、3月までの一番厳しい時期を乗り越えるための対症療法ということにさせていただいております。

来年度以降につきましては、当初予算で通常の運営費補助金のほうは予算計上させて

いただく予定でございますけれども、またその辺につきましても、やはり抜本的な経営の仕組みというものとか、資金の調達の方法とか、そういったものも研究しながら、皆様のほうにご提案したり、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 既に来年度の予算も検討して、大体はもう詰めているかと思えますけれども、増えるかどうかはあれなのですけれども、今は言えないのかな。

それで、そのとおりでして、今質疑で出ているのですけれども、畜産農家にとっては、農業振興公社のいろんな面で、これがないともう回らないというのも分かります。それが6,000万円。そして、農業振興するために、畜産振興するために6,000万円。ただ、一般町民から見れば、6,000万円、数千万円をずっとただ出していくのでは、これはなかなか議会としても、いろいろ理解していかなければならない、説明していかなければならないのがあつたわけですね。でありますので、単なるぽつと対症療法的に足りないから2,000万円とかやっていくことではなくて、どう経営をやって、ここまでだったら出せるのかということも考えているのでしょうかけれども、それが大事なのかなと思えます。

今後の対応ということで、これ課題を、これはこの前の全協の資料ですが、るる書いてありますけれども、まさにこのとおりで、「運営及び収支改善、牧草ロール」とかいろいろ書いてありますが、あと「各種料金体系の見直し」もやっていかなければならないというふうなことも書いてあります。これは前から話が出ているわけですね。なかなか農家の理解を、またこれも得られないのもあるかと思えますけれども、いずれこれについては抜本的に、今ご答弁にありましたとおりやっていって、どこまでやっていけばいいのかなということは議論してやっていかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくご検討をお願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 先ほども答弁させていただきましたし、今委員からもご提言いただきましたけれども、そのとおり今回補助金を出しながら、今年度の不足する分については何とか乗り越えていきたいというふうに考えてございます。

新たに抜本的に、先ほど委員からもお話があつたとおり、いろんな料金体系だったり、

資材のかかっている部分というのは、しかるべき料金をいただく必要があるとは今現在は考えてございますし、本来は毎回そういった料金体系を組んでいくべきではあったのでしょうかけれども、農家支援とか、そういった部分で価格を都度上げるというのは、今まではなかなかできない状況にございました。

ただ、この物価の高止まりもそのとおりですし、やはり公社も運営していかなければならないですし、農業も持続させていかなければならないということで、そういった部分でいきますと、公社がきちんと存在して、農業の一部として回していかなければならないものと我々は考えてございますので、いずれ来年度以降、抜本的な改善を皆様とともにしていきたいと思っておりますので、そういったところではご協力をいただきたいと思っておりますし、近い時期に我々が考えている部分のいろいろなやり方も、ちょっとご提案させていただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） よろしくお願ひします。

それで、前の説明のときに未収金がありますので、それはこれも回収をしてやっていきますということで、その状況はどうなっていますか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 未収金ですけれども、やはりこれも我々の指導不足もあたりとかする部分もありますのですけれども、農家さんにとってはなかなか支払いが、公社への支払いが後回しになってしまっている部分があって、お支払いをした後にいろんな物品の注文だったり、作業の依頼だったりをするような形で、すぐ売掛金の回収というのはできていない状況にございました。

ただ、やはり今までの経営自体がまずいというのはそのとおり、内部のほうでも分かっていますので、現在は請求をする際には、いつまでに支払いをお願いしますという形でお願ひをしていく方向で考えてございますし、そういった未収の人に対しては、申し訳ございませんけれども、次の注文についてはお支払いをしてからの注文を受け付けますというような対応も今現在取っておりますので、農家の皆さんにとっては、ちょっと運営していくのになかなか厳しい状況にはあるかと思っておりますけれども、やはりこれはそ

ういうものを、言葉は悪いですけども、癖をつけてはいけない部分だと思うので、これは徹底していかなければならないかなというふうに考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

では、別の件で、4目畜産業費で、管理センターですが、これの12節、14節、18節で、総務課長の予算説明ですと3,510万円と、これを足せばそうなるのでしょうかけれども、まずはこれの内容についてお答えください。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） まず、これは日本短角種の放牧に使う種牛の冬期の飼養管理する場所でございます。総務課長の説明でもございましたけれども、川井の種牛センターのほうが道路のほうにぶつかってしまいまして、撤去しなければならないという状況がありまして、今年度の初めのほうに農協のほうから町のほうに打診がございまして、今管内で1個の種牛センターですので、ここに農協のほうでお金を出しますので、川井の4頭の分を収容できる部分を増設してもらえないかというお話を受け、我々のほうでやったところでございます。

設計監理費については、工事の設計監理分の委託料でございますし、あと工事費はそのとおり改修に係る工事でございます。18節の補助金については、この施設で必要なおが粉とかロールとか、そういったものを運搬する小型のローダーを買う費用でございます。こちらも、農協のほうからの補償費のほうで賄う部分になってございます。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、この運営は岩泉の釜津田にあるそのセンター、あれは3つの生産組合で運営しているのでしたか。すみません、そこがよく分からないのですが、そうしますとその経費、これを運営するためにはどのようになるのですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） この施設の運営は、町の施設なのですけれども、町が種牛管理組合のほうに無償で貸付けを行っているところでございます。

運営の経費は、岩泉町には3つ組合がございまして。その3つの組合の中で、自分の放

牧地に上がっている牛について、負担金として1頭ずつ何ぼという形で、年間のかかる経費についてはお支払いをしていただいているところでございます。

今般の川井の4頭が入ることによりまして、そちらのほうからも応分の費用はもらうことにしてございますし、今度新たに川井の分も入れた形で組合を再編したりとか、あとはどのぐらいの運営費が必要かというのは、今現在調整をしている段階ですので、ご理解いただければと思います。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次に、2項に入る前に、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についての質疑を終わります。

次、2項林業費、24ページです。質疑はありますか。

8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここに、緊急銃猟の関係かと思いますが、消耗品、保険、あとは17節備品購入費かな。この内容について、まず教えてください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木光総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

まず、消耗品のところの部分の内容になりますが、こちらはバリケードテープ、あとは忌避スプレー、投光器、あとは注意喚起看板、こちらのほうを購入する予定となっております。

あとは、保険料についてですが、こちらはお見込みのとおり、緊急銃猟等で建物とかに損害が出た場合に対応するように保険加入をしたいと考えておりますので、こちらのほうを保険料として計上させていただいております。

備品購入につきましても、記載のとおりになるのですが、防護盾の購入と、あとは先

ほど消耗品のほうで投光器のほうを購入する予定となっておりますが、そちらのポータブル電源のほうを購入したいと考えております。

以上になります。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 緊急銃猟について、若干確認をします。

一般質問の答弁でも、またこの前の5日の全協の説明でも、来年の4月から運用を目指して対応マニュアルを作成するというふうなことで、今スケジュールというふうなことであります。2025年に法律が、鳥獣保護管理法が改正されました。そして、9月にそれが施行されて、そして今があるわけです。熊が出る頃までには、国はこれを運用できるように施行して準備をしてくださいというふうなことで、ここからスタートしたかとは思いますが、この1年、ここまでもかなりの月数がたっているわけですけれども、その上で、ちょっと言葉があれですけれども、今まで何をやってきたのかなど。そして、来年度でなければやらないというふうなご説明なわけですけれども、やっぱりそうではなくて、この岩泉です、この前もいろいろなことがありました。小川のこともありましたが、これはやれるようにしておいたほうがよかったし、これからも早くやっておかなければならない。今から熊は冬眠には入りますけれども、このご時世ですので、どこでまたぼつと出るか分からないというふうなことでありますので、それについては、ちょっと言葉はきついかもしれませんが、今までなぜここまで取り組めなかったか、そしてなぜ来年の4月か、そういうことについて、まずそれをお答えください。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員のおっしゃるとおり、9月に法は改正され、施行されましたけれども、いろんな緊急銃猟の内容というのを示されているのは、我々は本当に直前になるまで内容は分からない状況でございました。そこからの準備もありますし、あとは当然撃ってもらうのは、我々は鳥獣被害対策実施隊員の皆さんにやってもらわなければなりません。その皆さんとのコンセンサスを図る必要もありますし、やれる方たちの、こういうふうな形で、こういうふうにやっていって、こうやりますよというのをきちんとやっぱり丁寧に説明が必要であります。ですので、9月の法改正が施行されたからといって、すぐその時点でやれるというのはちょっとなかなか乱暴な話かなと

いうふうを考えてございました。

それをやるためにも、保険だったり、ハンターの皆さんが持ついろんなリスクというのを軽減させていかなければならないという動きも必要でございますし、あとは県の示すマニュアルとか、そういったものもきちんと確認したり、県から聞いたりしながら1個1個対応していかなければならないということもございました。

我々とするれば、緊急銃猟の体制ができたところは、早めにできてはいるのですけれども、そこでのいろんな研修だったり、いろんな対応方法だったりを聞いたりしながら、これからの内容も、どういうふうにしていったらいいかというのを構築して、構想はしていっております。

やっぱり一番重要なのは、ハンターの皆さんとのコンセンサスでありますし、あとは警察との連携というのは、先般の柿の木の記事で十分我々は分かったような形もあります。ですので、岩泉警察署、田野畑も含めた岩泉警察署は管内なので、我々とするれば岩泉警察署管内で、田野畑も含めながら、同じような緊急銃猟のやり方で実施してまいりたいと思っておりますし、あとはハンターの皆さんに対しても、安心して緊急銃猟に臨むような体制というのもつくっていきたいと思っておりますので、これはやはり意見交換だったり、そういったものはしっかりとし尽くした上で、もう一回確認するような形で十分やっていきたい。それをやった上での運用というのをしていきたいことから、来年の4月を目指しているということでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） やっぱりスピード感も必要だと思います。マニュアルがなくても、多分やれるようですので、要は猟友会、ハンターと、何人ができるかというのは大体いいかと思いますが、5人か、8人か、10人かは分かりません。まず、ずっと猟友会と話し合ってくるべきだった、きていたのかな。やっぱりやるべきだし、これをやっておかないと、つまり来たときに、町がその人に依頼する、委託する、頼むときに、どうできるかというのは話し合っておいて、できる、できないを含めてやっておかなければ。これは、すぐやったほうがいいのではないですか。やっているのかな。ぜひ、これについてまずは猟友会との話し合い、そしてどこまで今進んでいるのかなど。そして、何してここまで来ているのやと、それについてお答えください。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猟友会、鳥獣被害対策実施隊員の皆さんですけれども、皆さんとは今回の緊急銃猟の制度ができた時点で、意見交換というか、話はしています。その際には、今回の緊急銃猟については、あまりにもハンターに対しての荷が重過ぎる内容ではないかというお話を、そのときは受けております。決して皆さん、前向きな形でこの制度の受け止め方はしていなかったなというふうに思っております。

それを意見交換しながらとか、各地、県外での緊急銃猟の実施の仕方、あとは委員おっしゃるとおり、マニュアルがなくても実施はできます。ただ、それは緊急事態の実施であって、それぞれがそれぞれの役目だったり役割をきちんと明確にしながら一連で動いていかないと、目的を達することはなかなか難しいかと思います。そういう中でもハンターの皆さんと、あと警察の皆さん、あと関係機関の皆さんときちんと話し合いをしながらやっていくべきかなと思います。

今までやってきた中では、ハンターの皆さんとは、時々機会があるたびに話し合いはしております。スピード感を持ってやるというのも重要かもしれませんが、今回の事案はスピード感も必要かもしれませんが、皆さんのいろんな責任だったり、そういったところにも及んでいく内容になりますので、我々とすればきちんと段取りを踏んで、きちんとお互いが納得した上で実施に向けていきたいということから、来年の4月の運用を目指していくということでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 確かにハンターにやって、猟友会にこの人と決めてやる、これは荷が重いと思います。でも、多分やらしてもらわないと、何とかお願いするしかないのかなと思います。できるだけ前向きに、これをやらしてもらおうというふうなことで。

では、今まで話し合ってきたと。その中で、やっぱりもうハンターは難しそうですか。協力してもらえそうな気がしますけれども、その感触はどうですか。ここがまずやる人がいないとできませんので、それについてしゃべれる範囲でお願いできれば。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 先ほども話をしましたけれども、制度ができた時点での中身を見た上では、ハンターの皆さんは、ちょっとした拒否感というか、前段で北海

道での事案がどうしても頭をよぎっている部分があって、そういった部分での懸念をされている方が多かったと思います。

ただ、今年の熊の出没状況だったり、もう農作物被害から人身被害へのフェーズが上がったような状態を見て、いや、この責務を担うのは自分たちだという形で猟友会の皆さんもだんだんお話をする中では意見が合ってきたところでございまして、そういった上で猟友会の皆さんに大きな責任がないように、我々もバックアップをどんどんしていきたいというふうに考えておりますし、猟友会の中で熊を撃てる方も数少ないわけなのですけれども、そういう方たちも育成していったりするためにも、来年度ライフル射撃場の整備についても支援を考えておりますし、あとは巻狩りについても猟友会のほうから提案がありまして、鹿から始めるのだと思いますけれども、熊についてもそういった巻狩りをしながら、今までの熊捕りの伝統的な猟法とか、そういったものも伝えていきながら、そういうハンターの育成もしていきたいという前向きなお話もいただいておりますので、これは今からまた冬にかけながらどんどん話を詰めながら、お互い4月に向けて一緒にやっていくような体制をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） もう一回だけお願いします。

緊急銃猟の制度ができました。市町村長の、これは判断でやるということで、責任でやるということです。これは重いですよ。そしてあと、この猟友会ではなくて、町と警察との関係は今どうなのですか。緊急銃猟の場合の警察の役割。災害のときに対策本部長がいて、そして警察も来ます、消防、その対応を専門でやるわけですが、そういう感じはどんな感じになりますか。それはマニュアルできて、今からということなのか、それについてはどうですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 我々と警察の関係ですけれども、対熊の対応につきましては、去年ぐらいから警察とはうまく連携をさせてもらっていると思っております。

先般の柿の木に居座った熊のわなを、その上のほうの、リンゴ畑の上のほうにわなを設置しているのですけれども、その際わなが荒らされているというか、シャッターは閉まっているのですけれども、荒らされていて、そばでガサガサという熊のいるような気

配がするような状況がありました。そういった際にも、警察のほうにお願いして、警察のほうではハンターの皆さんを守る体制と、あとすぐ警察官職務執行法を使って射殺、捕殺できるような体制も組んでもらって、そういったわなでの回収等も行える状況になっています。

ですので、今後緊急銃猟をやる上では、先般の柿の木のところの特別のプロジェクトチームが来てやってもらったわけですけれども、ああいった教訓を生かしながら、警察とは同じ目的で連携しながらやっていく必要もありますし、今現在そういう連携の体制は構築が進んでいるものと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、最後に。

警察官の……

○委員長（小松ひとみ君） 2項の途中ですが、換気のため3時まで休憩したいと思います。

休憩（午後 2時47分）

再開（午後 3時00分）

○委員長（小松ひとみ君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

これより審査に戻ります。質疑ありませんか。

8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 最後にします。すみませんでした。

県、警察、町の役割、そして緊急銃猟の場合の役割は、これはどんな感じに組み合わせられるのかなということです。あと、ご答弁にありましたように、岩泉猟友会と協議、連携をうまく話し合っていて、いずれ町民が安心して生活できるようにぜひご努力をお願いします。その前段の部分はお答えしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（小松ひとみ君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 今回の熊の居座り騒動を起因といたしました議会からのご指摘、これにつきましては、庁内の体制を含めまして、様々不足を来している部分等々につき

ましては、甘んじて私の責任の下で、大変これは力不足だということで痛感をしたところでございます。

ただ、委員ご案内のとおり、1担当課ではありますが、農林水産課もニホンジカから始まりまして、イノシシ、猿、そしてツキノワグマということで、24時間とまではいきませんが、土日も含めた対応を職員がずっとこの春から取っているわけでございます。

したがいまして、職員の体力的、精神的な疲弊ということにつきましては、もう限界に来ている、これは一般質問でもご指摘をされたところでございます。まさに私どもの職員管理の部分からいきますと、大変これは職員に負担をかけているということで痛感をしているわけでございます。

今るご指摘をいただいておりますが、緊急銃猟の関係でマニュアル等、そういったものの私どもの整備、実施に向けては、何をやっておったのかと、全くこれは遅いということにつきましても、これは私も甘んじて受け入れさせていただきまして、これは私どもと一緒に歩みを今進めていただいております実施隊員、猟友会さんのほうに本日の議会のご意見はストレートに私がお伝えをさせていただきまして、検討を深めていきたいと思っております。

実施隊員の皆様も、非常に責任感と使命を持っていただいております、私どもと寄り添って一緒に対応を取っていただいております。わなを設置して、数が増えていって見回りも増えていく。あるいはニホンジカ、さらにイノシシ、かなり実施隊員の皆様も疲労こんぱいの色を見せていると、私はそう感じたわけでございます。そういった中で、これは昨夜の有事の部分についても、私どもの職員体制、ご指摘を議会のほうからいただいておりますが、今年度、ご案内のとおり、予想をしない職員の退職等々がございましたものですから、急遽の今人員体制で必死に踏ん張っている最中でございます。

そういった中におきましても、昨夜の有事に対しても、職員はすぐに参集して、役場に電気をともし、本部、支援室が万全の体制を取った。小本支所も機能いたしまして、避難者の受入れもしているということについては、住民の皆様には大きな支障を、ご迷惑をまだおかけしてはいないと。先日の熊の居座りに対しましても、住民の皆様には直接には被害は及ばさないで、何とか踏ん張ることができたというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これから年末年始もございませうが、担当農林水産課では年末年始も返上する覚悟で、これはこの対応に当たってまいりますし、年度末に向けまして、さらに私どもの新年度の体制強化に向けまして、十分まではいかどうか分かりませんが、私どももまた体制のほうを取ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ議会からも私どもにまた種々のご指摘、ご指導、これをお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 農林水産課長、よろしいですか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今のマンパワー不足というような話もありましたが、町内の皆さんはラインで熊情報が流れるようになって、大したよくなったと。いつ、どこに出たというのがよく分かるようになったというふうに喜んでおります。ぴーちゃんねつのほうでは、エリアを限定して発信しているのか。それとも町内全域に、岩泉のどこに出た、小川のどこに出たというのは、ぴーちゃんねつのほうではどうでしょうか。その確認をさせてください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木農業振興室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木寿志農業振興室長。

○農業振興室長（佐々木寿志君） お答えいたします。

ラインに関しましては、全地域配信になってございませうし、ぴーちゃんねつにつきましましては、地域を絞った形、あとは関係する周辺地区にのみの配信とさせていただいております。例えば尼額であれば、二升石、尼額、西上町、その周辺というような形のよなイメージとさせていただければと思います。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そのエリアを絞ったことによって、他の地区の人がそこに用事があって行くということもあると思うのです。ぴーちゃんねつを継続している限りは、その絞ったエリアだけではなくて、町内全域に情報発信すべきではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木農業振興室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農業振興室長。

○農業振興室長（佐々木寿志君） お答えします。

今後そちらに向けましても改善していければなというふうに思いますので、よろしく
お願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ラインの情報発信についてなのですが、担当の職員の方が一々
その熊出没情報を受けて確認に行って、そして戻ってきて情報発信するというようなこ
とをしていけば、幾らマンパワーがあっても足りなくなると、これはちょっと無駄では
ないのかなと。無駄と言っては失礼ですけども、もっと違う仕事ができるのではない
かなと。アプリケーションがあるので、ライン、スマホを持っている人たちが、ここで
熊が出たという情報発信すれば、そこにもう全ライン通じて流れるようなシステムがあ
るはずなので、そういうシステムの導入というのは考えていませんか。新年度
に向けていかがですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 熊の出没情報ですけども、情報をいただいて、見ま
したよという段階では現場には行かないので、その時点でラインとぴーちゃんねつとで、
そこに出没しているようですから気をつけてくださいというような形式を取らせていた
だいております。

実際現場に行くのは、被害がありましたよというときに我々行って、被害の状況を見
て、わなの設置が必要かどうかを確認した上でしかるべき措置を取ったり、皆さんに周
知を図ったりしております。

新年度に向けてですけども、町のトータル的なシステムの構築ということではなく、
もっとお手軽な形でのシステムの構築を、新年度に予算のほうにお願いしたいなという
ふうに、今原課のほうでは考えてございます。

あと県のほうでも後ればせながら、そういう熊の情報というのを提供することを考え
ているやに聞いておりますので、そういったものともリンクできればする形で、皆様
には情報の提供の仕方を易しくするということと、我々もやはりどこにいた、今月はどこ
にいましたよとか、出る場所の蓄積とかというのもデータとして取れるような形での皆

さんへのお知らせというのは考えていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 花巻市では、A Iで感知するとラインでもう流れるようなシステムになっているのです。岩泉の場合でも、例えば学校の周辺だとか、龍泉洞だとかというところに、そういうA Iで感知して、熊だというふうに認知すれば、そういう情報が流れるような仕組みというのがこれからちょっと必要なのではないかなと思うのです。事前の策をきちんとやっておくということが、これからは必要だと思うのですけれども、そういうことはいかがでしょうか。あるいは、わなをかけた、それにカメラを附属しておいて、見回りに一々行かなくても、入ったか入らないか分かるというようなものもこれから検討すべきではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） おっしゃるとおり、これからそういったA I的な部分で、事前の防御、察知というのも我々もちょっと検討していかなければならないと思いますし、実施隊員、今現在六十数名いるのですけれども、このまま維持できていければいいのですが、そうもなかなかいかない場合、そういったものがあって、できる方法はやっぱり導入していきたいなというふうに思います。

あと、わなのところに関しては、カメラを設置して感知した場合、録画されてスマホで見られるというシステムは既に導入させてもらっておりますので、そういったものもさらにバージョンアップしていったりとか、いろんなものに連携させていけるようなものにしていきたいと思いますので、今後ともどうぞ、予算をお願いする場合はよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 9番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 熊の出没情報とともに猿の出没情報が流れています。実際に干し柿を食べられたり、それから日常ベランダなんかに出している様々なものに対して、実際に被害が出ているのです。猿については、全く何もすることができない、じっと我慢してくださいということなのではないでしょうか。そこら辺は、どうなのでしょう。お願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猿ですけれども、御多分に漏れず野生鳥獣でございます。野生鳥獣なので、保護されるべき動物として、どうしてもやはり、鹿もイノシシもみんな同じでございます。

岩手県の場合は、猿の管理計画とかは特にはないです。猿も岩手県においては、特に増えているとか、被害を及ぼすというところの段階的には大分上のほうにある、上とか、そういう状況にはないという考えで今いるような形ではございます。

ただ、猿自体がいろんな農作物被害、ほかの鳥獣と同じで農作物被害を及ぼすとか、人身被害だったり、人への危害を加えているということになれば、それは保健所さんのほうに有害駆除の申請をして駆除する方向にはなるとは思うのですけれども、方法として捕殺か、わなしかなくて、なかなか猿を捕獲するのは難しいのかなというような今状況にあります。

今年度になってから、県のほうでも猿の捕獲に対するいろんな会議だったり、技術だったりという情報をいろいろ流してくれたりとか、担当者とのウェブ会議をしたりとか行っておりますので、こちらについてはいろんな情報を仕入れながら、猿まで岩泉に進出されると、やはりいろんな面に関してちょっとマイナスになってしまいますので、これは何とか追い払いをしたりとか、数を少なく、少なくというか、いない方向で考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 9番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） ということで、やっぱり猿についても、情報の収集はしっかりとやっていくようにしたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 答弁は必要ですか。

○委員（林崎竟次郎君） せっかくですので、お願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猿についても住民の皆さんからいろんな情報をいただいております、それに対してもラインとび一ちゃんねつとで配信はしておりますけれども、なかなか熊と違って猿は1か所にとどまっていないうために、情報を流しても、流しただけになって、そこにもう既にないうのが大半でございます。ただ、今現在

うれいら通り周辺に頻発しているという情報だけはつかんでおりますので、これは我々もちょっと注視してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

3項水産業費に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、新規事業等概要の5ページを御覧ください。

5款3項2目、事業名は養殖漁業施設更新支援事業でございます。

事業の実施主体は、小本浜漁業協同組合です。

事業の目的は、小本浜の主要漁業である養殖漁業の施設更新費の一部を支援し、養殖漁業の継続と漁業振興を図るものです。

事業の内容ですが、養殖施設の主要部材である養殖ロープのうち、横張ロープの更新費用の一部を支援するものです。

総事業費といたしまして97万6,000円で、負担割合を小本浜漁業協同組合が50%、漁業者が20%、町が30%とし、事業費は総事業費の30%である29万3,000円となります。現在養殖漁業者は5経営体となっており、今般の施設更新は3経営体の実施を予定してございます。

事業費の財源内訳は、全額一般財源となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 説明が終わりました。

3項水産業費、24、25ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

それでは、ここで席替えを行います。経済観光交流課に。

では、6款1項商工費、25、26ページです。質疑はありませんか。

9番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 18節の空き店舗利活用事業費補助金、まずこの30万円の説明をお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 大森総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 大森淳一総括室長。

○経済観光交流課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

こちらの空き店舗利活用事業費補助金につきましては、現在1事業者さんが町内の空き店舗を利用して事業を行いたいということでお話がありまして、それに対する申請がこれから出るのですけれども、まずは予算のほうをお願いしたいということで、今回予算計上しているものとなります。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 9番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 特定するわけにはいかないのですが、そのやろうとしている方は協力隊の関係者とか、そういう形ですか。それとも全く違う、言葉は正確ではないですが、昔からの町民とか、そこら辺はどうなのでしょう。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 大森総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 大森総括室長。

○経済観光交流課総括室長（大森淳一君） 今回申請予定の方につきましては、地域おこし協力隊の方ではなくて、町民の方ということです。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 9番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 内容というか、業種というか、それはどういうふうな形なのでしょう。

○委員長（小松ひとみ君） 大森総括室長。

○経済観光交流課総括室長（大森淳一君） 主には、飲食業ということになっております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えとなります。地域整備課に席を替えます。

7 款 1 項土木管理費になります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2 項道路橋梁費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

5 項住宅費、質疑はありませんか。27ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

それでは、席替えとなります。ありがとうございました。

8 款 1 項消防費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） お二人とも大変お疲れのところを申し訳ございません。

一般大分県の佐賀関で住宅密集地がかなり燃えたというのがありました。町内にも間違いなく密集地というかがあるのですが、河川工事が終わって、清水川の川床がかなり下がったと。水利の確保というのは、あの高さからでも何台か消防車がついても可能なものなのでしょうか。あるいはその訓練、あるいは各分団との、どういうふうな配置でつきましようとか、そういうシミュレーション等々はしていますでしょうか、それともこれからでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木規雄消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） まず、住宅密集地、消火困難地域という考え方について回答させていただきたいと思います。

大分市でもニュースになっていましたが、車両が入れない、あとはホースを延ばす距離がかなり届かないというのが一応定義になっていまして、私ども広域消防のほうでも消火困難地域という定義が一応定められておりまして、岩泉町は該当にはなっておりません。いわゆる車両が入れない場所も確かにあるのですが、ホースを10本、20本ぐらい足せば大体つける、あとは小型ポンプで入っていけるという環境がある程度までは整っております。ただ、一旦火災が起これば、やはり木造家屋がかなりあるということで、

非常に厳しい状況には変わりはないと思います。

あとは、河川の水が下がって部署できるかということについてですけれども、ご指摘のとおり、やはり河川の水量が非常に少なくなっております。岩泉町の消防団には、水を吸うときに籠が吸管の先についているわけなのですが、あれで大体水深30から50ぐらい必要になってきます。それだとなかなか吸いづらいということでディスク、薄い10センチぐらいのやつ、これは5センチぐらいの水量があれば水を揚げられる。これが全部の分団に1基ずつあります。あとは、さらに水深が3センチ程度あれば水を吸えるものが開発されて、それがフローティングストレーナーという浮くやつなのですが、それで大体2センチの水量が、当然流量が一定でないといけないのですけれども、そういったものが今4年、5年前からですか、小型ポンプの更新と一緒に購入を進めて、順次更新する予定になってございます。

あと最後に、消防団との連携の部分ですが、現在ちょっと訓練がなかなか計画できないような状況がありまして、実際は行っている形はありません。今後そういったものを含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そのディスク、その薄いのは、消防署の職員の方、あるいは消防団員が川に下りて行って、何か設置しなくても、上から下ろしただけで何ともないものなのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） そのディスクストレーナーというのは、いわゆる円盤型の、例えがあまりよくない、フライパンみたいな形のやつですので、やはり一旦確実に置く必要がありますので、ある程度はやっぱり人が最初はそこで設置して、何かを載せて固定するという形は必要になるのかなと思います。その後にフローティングストレーナーというもの、上に浮いてやるやつですけれども、あれの場合は水面にしっかり乗れば、ある程度は大丈夫という形で私は実際に経験してございます。

以上でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） しつこくでごめんなさい。そのディスクトレーナーの場合は、そうすると川はどこから下りたらいいとか、そういうことも署の職員の方もそうですし、消防団員の方、地元だから多分分かると思うけれども、そこがやっぱりこれから肝になってくるのかなと。初期消火に向けてやるためには、早く水を吸い上げると、そういうことも含めて日頃の見回りとか、どこから下りるとか、そういうことの確認をぜひやっておいていただかないと、これからますます水が少なくなってくるので、それをお願いしたいと思います。できたらすぐにでも、その対応だけはしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） ご指導ありがとうございます。いわゆる防火道路、河川に下りる小型ポンプもしくはポンプ車が部署できる、そういったものは179か所ございます。その点検については、消防署では年に2回の点検をやっております。それ以外には、地域の消防団の方々に随時水利については点検、管理するように依頼をしております。それ以外にもやはり渇水期、そういった時期も見ながら継続してやっていきたいと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 13節の使用料及び賃借料について伺います。

この表記してある土地の借り上げと倉庫の借り上げ、これは一時的なものなのか、これからずっと利用する考えなのか伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 三上危機管理課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） この土地借上料、あとは倉庫の借上料になっておりました。これは、委員からお話があったとおり、一時的なものでございます。ちょうど現在段ボールベッドとか備品のほうで、議会のほうでも議決いただきまして、備品のほうを大量に今補充しましたので、それを置くのに、今の東北電力さんの住宅があったところの、そのところの建物をお借りして、一時的に置かせてもらっております。できれば新年度のところで、その物を置くところを何とか確保したいなと思ってございました。ですので、今一時的に補正予算でお願いをしておきたいというものでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私は何回も言うけれども、いつでも起こり得るような災害です。ほかのものを借りるとするのは少し違和感があったので、できればこれぐらいの土地なり面積というか、あれでは、これから使うのであれば、相手があることだが、できればこの際町が取得したほうがいいのではないかなと思って質問しました。そういう考えはないわけですか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上危機管理課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） こちらのほうは、今各避難所のほうに物を置いたり、あるいは図書館の下のところにも倉庫があるのですが、あの辺にも置いたりしております。ただ、そこでなかなか置けなかった部分があるので、できればちょうど前の建設業協会さんがあったところ、あそこは今町有地になっておりましたので、あそこにてできれば備蓄の物品を置く倉庫、そうすればいざというときにすぐ出せますので、こちらのほうにそういった倉庫のほうをちょっと手配したいなということで、新年度お願いできればということで今考えているところでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 9番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 新年1月18日は、出初め式になっていますが、町長選挙と重なるのですよね。団員が投票立会人とかになっている方も結構いると思うのですが、全く関係なく予定どおりに出初め式はやるというふうに理解しているのかどうか、お願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） 消防出初め式、例年1月18日の週にいつもやっていたけれども、今回は町長選挙があるということで、実は今週、消防団の幹部会議がございまして、そこで最終決定になるのですが、現在の予定は1月25日の予定で計画してございます。

以上でございます。

○委員長（小松ひとみ君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えとなります。教育委員会に席替えをお願いします。

9款1項教育総務費、質疑はありませんか。28ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2項小学校費、28、29ページ、質疑はありませんか。

7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ここで聞きますけれども、この間の全協のときにツキノワグマの被害事故防止のために、スクールバスにふだんは乗っていない生徒、児童を乗せるという説明がありました。期間も延長するとか、そういった話もありました中で、今冬眠しない熊も出てきているというふうな情報もあります。例えば年が明けて3学期とか、来年度以降も希望する児童生徒さんはスクールバスに乗せるというふうな、そういった検討はなされていますでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 安全対策が第一なので、そのこともまだ考えてはいますが、取りあえず冬眠するであろうという前提に立って、2学期終了時まではスクールバスでいきたいと思っていました。その後のところは、これから情報が入ってきて、やっぱり冬眠しない熊がいっぱいいるよということがあれば、また私たちも考えていかなければならないことだと思っていました。

ただ1つ、あれいいなと思っているのが、11月の末ぐらいからぴたっと小川の熊情報が入らなくなってきたので、冬眠してくれたのかなと思いながら、少し熊とも仲よくしながら頑張っていきたいと思っていました。

というところで、来年度も本当に出てくれば、そのことを考えて、何とかやれる方向を見つけて、今回も無理だと思っていたのが何とかできましたので、そういうことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ぜひ検討を進めてほしいのです。そして、あとは保護者さんの希望としては、やはり熊だけではなく、通っている登下校でいろんな危険があったりとか、

そういった中で保護者が送り迎えをしている状況もあるのです。スクールバスに乗せられるのであれば、常時希望者を乗せてほしいというふうな要望もあつたりしますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（小松ひとみ君） 巖岩千裕教育長。

○教育長（巖岩千裕君） それについても話し合っているところなのですが、ただスクールバスにずっと乗っていると、肥満傾向の子供たちが多くなっていくというのが統計で出てきているので、あまり過保護にだけするのもよくないと思う、その兼ね合いもあります。

ただ、やっぱり一番は襲われないこと、そして命の安心安全を守ることが第一ですので、痛しかゆしで、送る形も考えなければならぬとは思っていますが、そこも今後の予算要求とか、様々クリアしなければならないところがありますので、そのことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 様々な理由があつて、全員を乗せていないということもあると思います。ただ一方では、遠くのお子さんたちはずっと乗っているということで、肥満傾向になっているかどうかは分かりませんが、乗っているわけです。ですから、そういったところを、絶対乗せなければいけないということではないですけれども、そういった保護者さんの要望等もしっかり聞きながら、ご検討していただきたいなというふうに要望しますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 要望でいいですね。

9番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 14節の小川小学校のバリアフリー化工事、それから小川小学校の特別教室設置工事の関係なのですが、私が個人で考えるに、予算獲得できなくなって苦肉の策として考えたのですが、私が考えるに、すばらしい形として出てきたと。こういうふうな形を最初から検討できなかったのか、考えられなかったのかなと私は思うのですが、その点についての見解というか、所感をお願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 小野寺教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

小川小学校のバリアフリー化の工事の関連でございます。当初から小学校に入学することからの対応を、障害なくバリアフリーという部分で、玄関等から体育館等の移動とかの部分も含めて考えてきたわけでございますが、その次に考えるべきものとして、普通教室がほぼ校舎の2階にございます。そして、3階には特別教室が配置になっているということで、できれば特別教室を使った教科、音楽ですとか理科とか、そういう部分も一緒に勉強、学んでいただきたいというところもございまして、障害なくというか、2階、3階まで移動できる方法、手段を考えてきたというところでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 11月の中頃の新聞報道で、2024年度不登校の生徒が12年連続増えてきているというような情報がありました。うちの町ではどういう状況なのか。不登校は一切ないというのが一番いいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 巖岩教育長。

○教育長（巖岩千裕君） お答えいたします。

増えてはいませんが、劇的に減ってもいないところで、多少は減っています。ただ、割と学校には来てくれたのですが、別室登校という形になってはいますが、この別室登校というのはあまりいい言葉ではないかと、そこを何か子供たちが来やすいような名前をつけようというネーミングの募集から、子供たちに募集かけて今やって、魅力化にもつなげていきたいということもやっております。

大分子子供たちの不登校というのが少しずつ、ほかよりは減ってきているかなと思っておりますので、この状態を、先生方の本当に不断の努力でやっているわけですので、そのところを私たちが励ましながら、そして応援できる部分を応援してやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 全国的には、空き教室の支援センターとかというふうな設置をしていると。呼び名がどうなのか、岩泉町は分かりませんが、岩泉町でもそういう意味合いのものをつくっているという認識でよろしいですか。

○委員長（小松ひとみ君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 支援センターはつくっておりますし、ただ岩泉町はご存じのとおり本州一広い町です。1か所に置いても無理なのです、子供たちを迎えに行く。そこで、迎えにというか、うちで置いていて、各学校に派遣してやるスタイルを今取っております。そして、そこでいろんな手だてをしながら、心のケアからやっておりますので、徐々にその部分がよくなってきているのは、その先生のおかげだと私は思っておりますし、アウトリーチと呼んでいますが、指導主事とアウトリーチの先生と組んで、いろんな形で子供たち、そして先生方の負担、あと保護者の負担も減らして、保護者と今度は冬休みに一緒に食事を作ろう会というのもつくって、子供と3人で食べて、次の3学期に向かうということも計画しておりますし、頭が下がるぐらい本当にいろんな計画を練ってやっておりますので、多分この後も減っていくものだろうと私は思っております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 最後でごめんなさい。やっぱり子供たちに学習機会をきちんと与えてほしいと、そのための努力は一生懸命なさっていただいているようでございます。町が存続するかどうかというのは、やはり教育がきちんとしていないと、子供たちの成長をきちんと見守ってあげないといけないので、今後もぜひそういう対応をしていただいて、岩泉町は不登校ゼロだよと、学校留学するのだったら岩泉町だよというぐらいのところまでいっていただければと思いますが、教育長はどう思いますでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） ぜひそのようになりたいと思っておりますし、なります。頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 関連でございますけれども、不登校、増えてもいないという答弁でございましたけれども、その中で今学校が統合になりまして、かなりの長距離通学、スクールバスでの通学になっておりますけれども、そういった中でスクールバスでの通学生徒児童の中で、不登校があるでしょうか。そこをお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 残念ながら、1名おります。でも、その子も最初の頃よりは出てこられるようになっているところがちょっと多くなってきていますし、先ほど言ったアウトリーチ型の先生がいて、少しずつ声をかけられるようになっていし、部活動には時々出てこれている。そこには、お父さん、お母さんも一緒に来て、そして関わってくださっていると、私は今某中学校の校長には聞いておりますので、少しずつ何とか学校に来られるように、そしてみんなと一緒に仲よく遊べるように、勉強できるようにしていきたいと思っていますので、またいろいろな情報交換を学校ともしながらやっていきたいと思っています。何とかご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 残念ながら1名ということですが、その生徒か児童か分かりませんが、こっちのほうに来る前からも、前の学校でそういうことがあったのか、なかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 釜津田小学校のときには、一切ありません。

〔何事か言う人あり〕

○教育長（褒岩千裕君） 申し訳ありません。いっぱい時間がかかると言ったので、そこに……だと思っていました。というのはすみません、通学のバスの長さで不登校になったわけではなくて、友達とのトラブル、そしてそこを勘違いしてしまった部分があったというところで、行きたくなくなったという形になります。ですから、最初のバス通学はちゃんとできていたのですが、1回部活動のトラブルだったので、少し気持ちが折れてしまった部分があるのかなと。普通友達のあれであれば、いや、救いのところは部活動だねというところもあるのですが、その部活動のところでの友達のトラブルがあって、だから本当にその子が悪いわけでもなく、周りの子が悪いわけでもなくて、ちょっとした行き違いでのところから、やっぱり心が折れたときに、確かにスクールバスの長い時間というのも悪いところでもあるのかなとは思いますが、そういうところで、今後のところで何とか今頑張って、冬休みも会いに行ったりということをアウトリーチの先生がこれからやりますので、何とか学校に出てこられるような策を講じていきたいと思っ

ております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

3項中学校費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

4項社会教育費、29ページです。質疑はありませんか。

3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） ここでお伺いしますが、今資料館に子グマのミイラ展というのがありまして、これは非常に珍しいものでありまして、皆さんご存じのように、子熊が木の中に閉じ込められたというもので、非常に貴重なものでありまして、これは永久に保管し、そしてその公開すべきものであるというふうに思っております。

それで、今ガラスケースに入って、さらに除湿の関係もあり、防腐剤とか除湿剤とかそういったものを入れて、ナイロン袋に入れているということで、非常に見えづらい。せっかくの機会でありますので、早急に空調設備を設けたそういう設備を設けていただけないかと考えております。これについては、やはり早急に対応する必要があるとあって、最終補正でもできるような形で、その対応を検討できないかお伺いしたいと思います。

○教育長（巖根千裕君） 田鎖社会教育室主査。

○委員長（小松ひとみ君） 社会教育室田鎖康之主査、お願いします。

○社会教育室主査（田鎖康之君） お答えいたします。

子熊のミイラの展示でございますけれども、こちらについてはなかなか県内でもそういった資料はございませんし、県立博物館の学芸員の先生からお聞きしても、国内でもそういった類例は聞いたことがないということで、かなり貴重な資料となっております。

現在県立博物館の学芸員の先生から、その保管、展示方法をご指導いただいております。今現在は、取りあえずの対応という形で、ちょっと見づらい状況ではございます

が、取りあえず皆さんには見ていただきたいということで、ビニール袋に入れて展示しているところでございます。

近々県立博物館の先生もまたいらっしゃいまして、その展示方法について協議をする予定でございますので、その意見も踏まえまして、できるだけ皆さんには見やすい形で、ただし見やすくした結果、資料が劣化することがないように形で対応策を講じたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 今度は、以前にお聞きしました小川支所の蔵にありました古い文書類でございますけれども、これは前にお聞きして、近現代史の編さんに関わる資料ということで、調査をしたり分類したりしていたところですが、これにつきましてはやはり貴重な明治期以降からでございますので、大切に保管していくべきものであるというふうに思っております。今現在は、必要と思われるものをナイロン袋といいますか、そういうものに入れて保管しております。これをできれば棚を作って、そしてきちっと整理して保管するというような方法が取ればというふうに考えておりますので、これもやはりもし最終補正等でそういった最低限の設備といいますか、できれば非常に今後いいというふうに思っておりますので、どのようにお考えかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖康之主査。

○社会教育室主査（田鎖康之君） お答えいたします。

委員お話しのとおり、小川支所で保管しておりました旧小川村の行政文書でございますが、こちらにつきましては近現代史の資料としてはかなり貴重な資料となっております。

現在旧資料館の2階に委員お話しのとおりビニール袋に入れて保管している状況でございます。こちらにつきましては、どうにか棚を設置したいなと思っておりましたので、こちらについては補正、あるいは新年度予算等でお願ひしまして、保管状況、それからできればその行政文書を解読といいますか、記録保存までできるような形で進めていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次に、5項保健体育費、30ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。8ページをお開きください。14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、9ページ、10ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

17款寄附金、10ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。町民課。

◎議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○委員長（小松ひとみ君） 議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定及び診療施設勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、保険給付費等、所要の整理を行ったものでございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願います。8ペー

ジ、1款1項1目一般管理費で、合計51万円、1款2項1目賦課徴収費で合計46万9,000円を追加し、人件費の調整を行っております。

次に、10ページを御覧願います。10ページ、5款1項1目財政調整基金積立金で24節積立金に763万7,000円を追加しております。これは、医療給付費が予算の範囲内で推移しており、今年度において余剰額が生じる見込みでありますことから、財政の均衡を保つため財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

同ページ、7款1項3目償還金、22節償還金利子及び割引料で572万1,000円を追加しております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたします。6ページにお戻り願います。6ページ、下になりますが、6款1項1目繰越金で1,987万5,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上が事業勘定となります。

続きまして、診療施設勘定を歳出からご説明いたします。飛びますが、18ページを御覧願います。18ページ、1款1項1目一般管理費で合計20万3,000円を追加し、人件費の調整を行っております。

次に、歳入ですが、16ページにお戻り願います。16ページ、1款1項1目国保診療報酬収入から5目一部負担金収入まで、診療収入の見込みにより総額で68万6,000円を減額しております。

同ページ、4款1項1目繰越金で354万4,000円を計上し、財源の調整を行っております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次に診療施設勘定を

歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8 ページをお開きください。1 款総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2 款保険給付費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

3 款国民健康保険事業費納付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

4 款保健事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

5 款基金積立金、質疑はありませんか。

9 番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 積立金が763万7,000円になっているのですが、合計で幾らになるのでしょうか。その確認です。お願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 6年の決算の状況から、今回補正でお願いします金額を積み上げますと、決算額のほうが5,928万9,000円ということでの年度末での基金残高となっておりましたが、今回の補正額を積み上げることによって、基金残高は6,692万7,000円という見込みとなっております。

○委員長（小松ひとみ君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

7 款諸支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで事業勘定、歳出の審査を終わります。

次に、事業勘定、歳入に入ります。6ページ、7ページをお開きください。歳入は一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで事業勘定、歳入の審査を終わります。

これから診療施設勘定を歳入歳出一括で審査します。16ページから18ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○委員長（小松ひとみ君） 議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴い、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。最後のページになりますが、7ページを御覧願います。7ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、131万1,000円を追加しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、6ページにお戻り願います。6ページ、1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料で総額131万1,000円を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。歳入歳出一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをしてください。健康推進課にお願いします。

◎議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定においては保険給付費等所要の整理を行ったほか、サービス事業勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明させていただきます。7ページを御覧願います。

7ページ、1款1項1目一般管理費で104万5,000円を追加しております。これは、令和7年度の税制改革対応に伴うシステム改修を行うものでございます。

同ページ、2款2項1目介護予防サービス等諸費で358万2,000円を追加しております。

次のページ、8ページを御覧願います。2款4項1目高額介護サービス等費で110万4,000円を追加しております。

続きまして、歳入になりますけれども、6ページにお戻り願います。6ページ、7款1項1目繰越金で575万5,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

次に、サービス事業勘定を歳出から説明いたします。飛びますが、14ページを御覧願います。14ページ、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで、合計17万4,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、前のページ、13ページにお戻り願います。13ページ、3款1項1目繰越金で17万4,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法は、先に事業勘定を歳入歳出一括で、その後サービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳入歳出一括、その後サービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定を歳入歳出一括で審査します。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次に、診療施設勘定を歳入歳出一括で審査します。13ページ、14ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行っております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項2目龍泉洞管理費、2節給料から3節職員手当等まで合計126万8,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。6ページ、5款2項1目一般会計繰入金で126万8,000円を計上し、財源の調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。歳入歳出一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、執行状況による精査及び人事異動等に伴う所要の整理を行ったほか、県の清水川河川改修事業に関連する配水管布設工事等の完了による減額調整を併せて行っております。

それでは、6ページからの令和7年度岩泉町水道事業会計予算事項別明細書の収益的収入及び支出と資本的収入及び支出、それぞれに支出、収入の順に主な内容についてご説明させていただきます。

7ページをお開きください。収益的収支の支出についてですが、1款1項1目の原水及び浄水費の16節動力費を263万円増としております。これは、電気料金が上がったこと

によるものとなっております。

3目受託工事費の15節工事請負費346万2,000円の減ですが、清水川河川改修に伴う給水管接続工事の減額となっております。

同じく4目総係費ですが、主に人事異動に伴い人員が減となったことによるもので、1節給料338万7,000円減、2節職員手当等244万8,000円減、3節賞与引当金繰入額48万8,000円減、5節法定福利費127万8,000円減、12節委託料4,000円減としております。

続いて、5目1節有形固定資産減価償却費21万9,000円減。

6目1節固定資産除却費255万1,000円増としております。これは、工事の完了に伴い整理を行ったことによるものです。

6ページをお開きください。収益的収支の収入ですが、1款1項2目1節受託工事収益を68万2,000円増としております。こちらは、小川地区の消火栓移設工事費の追加によるものとなっております。

次に、1款2項5目1節消費税等還付金183万7,000円の減ですが、これまでの執行状況や今回の補正予算を精査したものとなっております。

続いて、2節の雑収益346万3,000円の減ですが、清水川河川改修に伴う給水管接続工事の県物件移転補償費となっております。

10ページをお開きください。資本的収支の支出ですが、1款1項1目12節委託料264万円の減ですが、これは今後県で実施する国道340号道路改良工事浅内工区分に伴う配水管移設等の測量設計委託料となりますが、当初見込んだ配水管移設の工事量が減少したことによるものです。

同じく15節工事請負費3,323万6,000円の減ですが、清水川河川改修に伴う配水管布設工事の確定により1,860万6,000円減としたほか、岩泉水道施設で予定していた配水管加圧ポンプ更新工事について設計を見直すこととしたため、1,463万円を来年度に見送ることによるものです。

9ページをお開きください。資本的収支の収入ですが、1款1項1目1節企業債2,530万円減、さらに4項1目1節物件移転補償費も1,082万5,000円減としております。いずれも記載のとおり工事の確定、あるいは工事の見送りによるものとなっております。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。今回の補正に係る総額ですが、第3条、

収益的収支の収入では380万5,000円減額し3億781万7,000円、支出では462万7,000円減額し4億1,877万1,000円、第4条、資本的収支の収入では、次のページとなりますけれども、3,655万3,000円減額し1億7,498万7,000円、支出では3,665万3,000円減額し2億3,427万5,000円としております。

1ページにまた戻っていただきまして、下から3行目の後半のほうから記載しておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5,928万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額385万1,000円、引継金2,439万7,000円及び過年度損益勘定留保資金3,104万円で補填することとしています。

行ったり来たりで申し訳ございませんけれども、2ページの第5条、企業債を御覧いただきたいと思います。起債の目的、限度額については先ほど説明したとおりでございますけれども、利率について最近の借入れの状況を踏まえ、補正前には3%以内としていたものを一般会計と同じ利率の5%以内に改めるものであります。

少し飛びますが、11ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により5,167万7,000円減の2億4,931万7,000円を予定しています。

また、次のページ以降に貸借対照表、損益計算書及び給与費明細書をおつけしておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第7条までを一括審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。第2条から第7条までの審査を一括で行います。なお、6ページからの事項別明細書と11ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和7年度の執行状況等による整理と岩手県人事委員会勧告に準じた改定に伴う人件費の補正を行っており、収益的収支の支出及び資本的収支の収入の整理をさせていただいております。

それでは、5ページからの令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算事項別明細書により説明いたします。

収益的収支の支出についてですが、1款1項3目総係費では、先ほど説明しました県人事委員会勧告に準じた改定等により、総額178万1,000円増を計上しております。

6ページをお開きください。資本的収支の収入でございます。1款1項1目1節建設

改良債に430万円計上しております。説明欄には、前年度同意債と記載しておりますが、令和6年度から令和7年度に繰り越した清水川関連の事業の財源となるものであります。公営企業会計では、予算繰越しを行う場合、建設改良債については翌年度予算に改めて計上し直すこととされていることから、今回計上したものであります。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。今回の補正に係る総額ですが、第2条、収益的収支の支出を178万1,000円増額し1億7,662万8,000円、第3条、資本的収支の収入を402万7,000円増額し1億2,385万8,000円としております。

また、3条条文の2行目中ほどから記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2,515万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金1,917万1,000円で補填することとしています。

少し飛びまして、7ページをお開きください。補正後の予定、キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により1,111万4,000円増の1億5,082万2,000円を予定しています。

また、次のページ以降に貸借対照表、損益計算書、給与費明細書をおつけしておりますので、併せてご確認ください。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。第2条から第4条までの審査を一括で行います。

なお、5ページからの事項別明細書と7ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（小松ひとみ君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 4時34分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和7年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

小 松 ひ と み
